

「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン (匿名加工情報編) (案)」に関する意見募集結果

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
990	2	定義	<p><意見1> ■該当箇所 3 ページ 2 定義 ■意見 平成28年8月経済産業省発行「匿名加工情報作成マニュアル」では「個人識別に係るリスク低減」を対象にしているのに対し、本ガイドラインでは「特定の個人を識別できないようにする加工」を対象にしているため、対象範囲が異なるように読み取れる。事業者の混乱を招く。匿名加工事業者は本ガイドラインに準拠すればよいということであれば、経済産業省発行「匿名加工情報作成マニュアル」の位置づけを明確にしていきたい。 ■理由 事業者の判断により、匿名加工基準に差異が生じるため。 【一般社団法人 電子情報技術産業協会】</p>	<p>「匿名加工情報」は、改正後の法第2条第9項において、「特定の個人を識別できないように個人情報を加工」して作成されるものと定義されており、同法第36条第1項において、施行規則で定める基準に従い個人情報を加工することとされ、同規則第19条第1号から第5号において、匿名加工情報の作成の方法に関する基準が定められています。本ガイドライン(匿名加工情報編)案は、この改正後の法第36条第1項及び施行規則第19条に関するものとなります。 なお、御指摘の「匿名加工情報作成マニュアル」は、経済産業省が作成した資料であるため、本意見募集の対象外と考えます。</p>
991	2-1	匿名加工情報	<p>(該当箇所) 匿名加工情報編3ページ ”「匿名加工情報」とは、個人情報を個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元して特定の個人を再識別することができないようにしたものをいう。” (御意見および理由) 「個人情報を(法第2条1項各号の)個人情報の区分に応じて」とした方が定義としてはより明確になるのではないか。 【弁護士21名共同提出】</p>	<p>当該記載の次の段落において改正後の法第2条第1項各号の区分に従ってより詳細に解説していることから、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。</p>
992	2-1	匿名加工情報	<p>(該当箇所) 匿名加工情報編4ページ ”なお、「特定の個人を識別することができる」とは…” (御意見および理由) 単純な語句説明でしかなく、ガイドラインとして機能させるには、識別することができる場合、できない場合の具体例をある程度挙げるのが適切ではないか。 【弁護士21名共同提出】</p>	<p>当該記載については匿名加工情報に求められる「当該個人情報を復元することができないようにしたもの」という要件の考え方について記載した部分であり、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。 なお、特定の個人を識別することができないように、かつ、その作成に用いる個人情報を復元できないようにするための加工方法については、本ガイドライン(匿名加工情報編)案3-2において解説しておりますが、自主ルールを策定する認定個人情報保護団体や事業者の理解に資するため、今後作成を予定している事務局レポー</p>

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			トにおいても解説することを検討してまいります。
993	2-1	匿名加工情報 (該当箇所) 匿名加工情報編4ページ ”また「当該個人情報を復元することができないようにしたもの」とは…” (御意見および理由) 同じく、具体例をある程度挙げるのが適切ではないか。 【弁護士21名共同提出】	当該記載については匿名加工情報に求められる「当該個人情報を復元することができないようにしたもの」という要件の考え方について記載した部分であり、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。 なお、特定の個人を識別することができないように、かつ、その作成に用いる個人情報を復元できないようにするための加工方法については、本ガイドライン(匿名加工情報編)案3-2において解説しておりますが、自主ルールを策定する認定個人情報保護団体や事業者の理解に資するため、今後作成を予定している事務局レポートにおいても解説することを検討してまいります。
994	2-1	匿名加工情報 (該当箇所) 2-8 匿名加工情報 (意見) 例えば、開業医が臨床研究に診療録(データベース)から複数の患者の診療データを抽出して氏名等を削除する「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」の連結可能又は不可能匿名化により本人同意を得ず提供した場合、当該臨床医は「匿名加工情報取扱事業者」にあたるのか？ 匿名加工情報作製並びに提供に関する公表、個人情報委員会への届け出が必要であるのか？ (理由) 臨床研究には学術研究を目的とする機関が行う学術研究と民間の企業が行う学術研究ではない臨床研究があり、その両者についてお答えいただきたい。 また、質問は、匿名加工情報の仕組みがない現状を元にしており、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」の連結可能又は不可能匿名化による第三者提供が匿名加工情報の提供に当たるのかを確認したい。なを、匿名加工情報の取扱い(公表、提供先への匿名加工情報であることを明示等)を行う場合は匿名加工情報の提供となることは理解している。 【日本製薬工業協会】	御指摘の開業医が大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体(学会等)に属する者として学術研究の用に供する目的で当該情報を取り扱う場合は、改正後の法第76条第1項第3号に該当すると考えられますので、改正後の法第4章の適用はありません。また、御指摘の連結可能又は連結不可能匿名化がどのような措置であるか明らかではありませんが、同条に該当しない場合については匿名加工情報として取り扱うために、施行規則第19条各号に定める基準に従って個人情報を加工した場合は、個人情報取扱事業者として改正後の法第36条第3項に定める匿名加工情報の作成時の公表及び同条第4項に定める第三者提供時の公表・明示が必要です。なお、匿名加工情報に関しては当委員会への届出義務は規定されておられません。
995	2-1	匿名加工情報 (該当箇所) 匿名加工情報編の3ページ・2-1 匿名加工情報(法第2条第9項関係)第2パラグラフ末尾 (意見) 「・・・氏名、生年月日その他の記述等を削除する・・・」の記載は、「氏名、生年月日その他の記述等」の全てを削除することが求められているように読めるため、「・・・氏名、生年月日その他の記述等の全部またはその一部を削除する・・・」とする方が良いのではないで	匿名加工情報の作成に関しては本ガイドライン(匿名加工情報編)案3-2において具体的に解説していることから、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>しょうか。 (理由) 特定の個人を識別することができないようにするには、氏名、生年月日その他の記述等を削除せずとも、その一部を削除することで足りる場合もあると思われます。 【一般財団法人日本情報経済社会推進協会】</p>	
996	2-1 匿名加工情報	<p>(該当箇所) 匿名加工情報編の4ページ第2及び第3パラグラフ(意見)①「方法」「手法」(特に、「通常的手法」(第3パラグラフ)、「通常の方法」(第2・第3パラグラフ)とは、それぞれ異なる方策を意味しているのでしょうか。仮にそうであるとすれば、どのような差異があるのでしょうか。仮に意味に差が無いのであれば、用語を統一すべきではないでしょうか。②「通常的手法」ないし「通常の方法」とは、具体的にどのような手法ないし方法を想定しているのでしょうか。技術的な「手法」によって特定できないようにするだけでなく、例えば、規則を設けることによって特定できないようにするようなことを想定されているのでしょうか。(理由)本ガイドラインにおいて、「あらゆる手法」、「通常的手法」、「通常の方法」などの用語が用いられており、特に「手法」と「方法」とを書き分けているように見受けられます。用語の使い分けに意図があるのか、意図がないのであれば統一すべきではないのでしょうか。【一般財団法人日本情報経済社会推進協会】</p>	<p>御指摘を踏まえ、次のとおり修正いたします(下線部が修正箇所)。 【修正前】 「また、『当該個人情報を復元することができないようにしたもの』とは、<u>通常的手法</u>では」 【修正後】 「また、『当該個人情報を復元することができないようにしたもの』とは、<u>通常の方法</u>では」 なお、ここでの「手法」とは専ら技術的なものを指すものであるのに対し、ここでの「通常の方法」には技術的な観点のほか御指摘の規則を設けられている場合など総合的に勘案するものを指します。</p>
997	2-1 匿名加工情報	<p>(該当箇所) 匿名加工情報編の4ページ・第2パラグラフ (意見) 匿名加工を施した結果、その情報が一人を示している場合であっても、「一般人の判断力又は理解力をもって生存する具体的な人物と情報の間に同一性を認めるに至ることができる」のでなければ、匿名加工情報として扱っても良いのでしょうか。 【一般財団法人日本情報経済社会推進協会】</p>	<p>御理解のとおり、御指摘の場合であっても、施行規則第19条各号に定める基準に従って個人情報を加工することにより匿名加工情報として取り扱うことは可能です。</p>
998	2-1 匿名加工情報	<p>(該当箇所) 匿名加工情報編 2-1 匿名加工情報(法第2条第9項関係) 3-2 匿名加工情報の適正な加工(※2) 3-4 匿名加工情報の作成時の公表(法第36条第3項関係)(※1) (意見) 2-1において、「匿名加工情報」の定義(法第2条第9項)に係る解説の中で、いわゆる「統計情報」については、『なお、「統計情報」は、複数人の情報から共通要素に係る項目を抽出して同じ分類ごとに集計して得られるデータであり、(中略)特定の個人との対応関係が排斥されている限りにおいては、法における「個人に関する情報」に該当するものではないた</p>	<p>御理解のとおりです。</p>

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>め、改正前の法においても規制の対象外と整理されておき、従来同様に規制の対象外となる』とある。</p> <p>一方で、「作成するとき」(法第 36 条) 該当性に係る解説として、『例えば、安全管理措置の一環として氏名等の一部の個人情報を削除(又は他の記述等に置き換え)した上で引き続き個人情報として取り扱う場合、あるいは統計情報を作成するために個人情報を加工する場合等については、匿名加工情報を「作成するとき」には該当しない。』とある。</p> <p>以上の記載を元に、「匿名加工情報を作成するとき」 該当性に係る整理をすると、次のとおりと理解してよいか。</p> <p>ケース 1 「安全管理措置の一環として氏名等の一部の個人情報を削除(又は他の記述等に置き換え)した上で引き続き個人情報として取り扱う場合」 <該当性> 匿名加工情報を「作成するとき」(法第 36 条) に該当しない <理由> 氏名等の一部情報の削除などの加工方法の如何にかかわらず、加工後においても「個人情報」(法第 2 条第 1 項) として取り扱うため(加工後において「匿名加工情報」として取り扱うことを予定していないため)</p> <p>ケース 2 統計情報 <該当性> 「匿名加工情報」(法第 2 条第 9 項) に該当しない(そのため、法第 36 条も当然に適用されない) <理由> ①いわゆる「統計情報」は、特定の個人との対応関係が排斥されている限りにおいて、「個人に関する情報」には当たらないと整理できる。 ②「匿名加工情報」(法第 2 条第 9 項) は、「個人に関する情報」であることを要件とする概念であるため、これに該当しない。 ③そのため、「匿名加工情報」の作成に係る加工方法を定めた法第 36 条も当然に適用されない。</p> <p>(理由) 各記載内容の整合性に係る理解を確認するため。 【日本貸金業協会】</p>	
999	2-1	匿名加工情 (該当箇所)	御理解のとおり、本ガイドライン(匿名加工情報編)

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
	報	<p>匿名加工情報編 4 ページ・29 行目</p> <p>なお、「統計情報」は、複数人の情報から共通要素に係る項目を抽出して同じ分類ごとに集計して得られるデータであり、集団の傾向又は性質などを数量的に把握するものである。したがって、統計情報は、特定の個人との対応関係が排斥されている限りにおいては、法における「個人に関する情報」に該当するものではないため、改正前の法においても規制の対象外と整理されており、従来同様に規制の対象外となる。</p> <p>(意見)</p> <p>現行の各事業分野のガイドラインにおいては、統計情報と個人情報の関係性が明示されていないものもあることから、個人情報保護委員会の統一ガイドラインの制定に伴い、統計情報と個人情報の関係性が、全事業分野において示されたという理解で宜しいでしょうか。</p> <p>また、統計情報の有用性は、社会的に非常に大きいことから、統計情報と匿名加工情報の関係を整理し、一定の概念を示すことができれば、事業者も過度に委縮せず、データ利活用も一層進むものと考えます。</p> <p>【KDDI 株式会社】</p>	<p>案は全ての分野に共通に適用される汎用的なガイドラインです。また、当該記述は法の適用対象外となる統計情報と法の適用対象となる個人情報及び匿名加工情報との関係性を解説したものであり、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。</p>
1000	2-1	匿名加工情報	<p>御理解のとおり、改正後の法第2条第9項及び施行規則第19条における「復元」は、匿名加工情報を作成する個人情報取扱事業者において復元することができるか否かを基準とするものではなく、一般人及び一般的な事業者の能力、手法等を基準とするものです。なお、加工の方法及び匿名加工情報については、匿名加工情報を作成する個人情報取扱事業者は改正後の法第36条第2項及び第6項に基づき、安全管理措置を講ずる必要があります。</p>

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>で) 復元できないという意味であって、作成した事業者における復元は問題としていないものであると理解すれば、矛盾しないし、匿名加工情報の趣旨に照らしても合理的である。この理解でよいか、確認したい。同様に、2-1 p.4にある、匿名加工情報定義の解説において、「当該個人情報を復元することができないようにしたもの」とは、通常的手法では……匿名加工情報を個人情報に戻すことができない状態にすることをいう。」とあるのも、誰にとって「復元できない」「戻すことができない」という意味なのか。これも、上記からの類推により、匿名加工情報の提供を受けて利用する者にとって、もしくは、作成した事業者自身を除いた任意の匿名加工情報の提供を受け得る事業者において(一般人基準で)「復元できない」「戻すことができない」という意味と理解したが、この理解でよいか確認したい。【一般財団法人 情報法制研究所 個人情報保護法タスクフォース】</p>	
1001	2-1	<p>匿名加工情報</p> <p>5) 匿名加工編 P3 (匿名加工情報)</p> <p>意見 匿名加工情報は匿名情報の一類型であることを明示して頂きたい</p> <p>理由 匿名加工情報のみが匿名情報であるかのような誤解を生じさせないようにするため。 【個人】</p>	<p>匿名情報が何を指すものか明らかではありませんが、匿名加工情報は、匿名加工情報として取り扱うために、施行規則第19条各号に定める基準に従って加工した情報を指すものであり、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。なお、氏名など特定の個人を識別することができる情報を削除するなどの措置を講じた情報が全て匿名加工情報に該当するというものではありません。</p>
1002	2-2	<p>匿名加工情報取扱事業者</p> <p>●該当箇所 匿名加工情報編の6ページ・14行目</p> <p>●意見内容 匿名加工情報とは、どのような方法で加工し、誰がどのような目的をもって匿名加工情報であることを判断すれば、匿名加工情報に該当するのか。また、匿名加工情報と、統計情報や仮名化情報は何が違うのかご教示いただきたい。</p> <p>●理由 自社でデータの分析を行うために利用する統計情報や、安全管理のための措置を施し自社で利用する仮名化情報が、匿名加工情報に該当しないということを確認した上で、業務の遂行を行う必要があると考えるため。 【一般社団法人日本クレジット協会】</p>	<p>匿名加工情報は、匿名加工情報として取り扱うために、施行規則第19条各号に定める基準に従って加工したものをいいます。統計情報については、本ガイドライン(匿名加工情報編)案2-1において解説しているとおり、特定の個人との対応関係が排斥されている限りにおいては、法の規制の対象外となりますので、匿名加工情報には該当しないと考えられます。また、仮名化情報がどのような情報を指すのか明らかではありませんが、安全管理措置の一環として氏名等の一部の個人情報を削除(又は他の記述等に置き換え)した上で引き続き個人情報として取り扱う場合等については匿名加工情報の作成には該当しません。</p>
1003	2-2	<p>匿名加工情報取扱事業者</p> <p>・匿名加工情報編2-2について、個人情報取扱事業者と匿名加工情報取扱事業者の関係を回答されたい。ある個人情報取扱事業者が「匿名加工情報を含む情報の集合体であって、特定の匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもののその他特定の匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの</p>	<p>御指摘の場合については個人情報取扱事業者に該当するとともに匿名加工情報取扱事業者にも該当する場合であると考えられます。</p>

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>として政令で定めるもの(第36条第1項において「匿名加工情報データベース等」という。)を事業の用に供している」場合、当該個人情報取扱事業者は「個人情報取扱事業者でありかつ匿名加工情報取扱事業者である」ということか、それとも、「個人情報取扱事業者」に過ぎないのか、それとも匿名加工情報データベース等を事業のように供することで、個人情報取扱事業者ではなくなるのか。(3番目ではないように思われるが、1番目か2番目かは実務上重要と思われるので質問している。)</p> <p>【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	
1004	2-2 匿名加工情報取扱事業者	<p>(該当箇所) 匿名加工情報編6ページ 2-2 匿名加工情報取扱事業者(法第2条第10項関係) (御意見および理由) 解説部分において「匿名加工情報データベース等」の定義解説がないのではないかと。 【弁護士21名共同提出】</p>	<p>本ガイドライン(匿名加工情報編)案2-2については改正後の法第2条第10項及び改正施行令第6条について解説しているものであり、御指摘の匿名加工情報データベース等については本ガイドライン(匿名加工情報編)案6頁の2段落目において解説をしております。</p>
1005	2-2 匿名加工情報取扱事業者	<p>(該当箇所) 匿名加工情報編 2-2 匿名加工情報取扱い事業者 6ページ(ご意見) P6 下から5行目に関して。「ここでいう「事業のように供している」の事業とは、一定の目的を持って反復継続して遂行される同種の行為であって、かつ社会通念上事業と認められるものをいい、営利、非営利の別は問わない。」とある。すなわち、営利会社において、匿名加工を業として営む場合でなくても、社内において匿名加工を実施していれば、「事業の用に供する」と解釈してよいか?(理由) 「事業の用に供する」の定義が不明瞭なため。【日本製薬工業協会 研究開発委員会】</p>	<p>御理解のとおり、自社内で利用するために匿名加工情報を作成する場合であっても、事業活動の一環と考えられますので、事業の用に供しているものと考えられます。</p>
1006	3-1 匿名加工情報の取扱いに係る義務の考え方	<p>●該当箇所 匿名加工情報編の8ページ・1行目 ●意見内容 法第37条から第39条までの規定は、他者の作成した匿名加工情報にのみ適用されるという認識でよいか。 ●理由 法令の適用範囲を明確にするため。 【一般社団法人日本クレジット協会】</p>	<p>御理解のとおりです。なお、自ら個人情報を加工して作成した匿名加工情報に関しては改正後の法第36条が適用されます。</p>
1007	3-1 匿名加工情報の取扱いに係る義務の考え方	<p>(提出意見) 匿名加工情報編 P.7 3-3-1【匿名加工情報を作成する個人情報取扱事業者が遵守する義務等】について 【匿名加工情報の作成時の義務】として、事業所外への提供を前提とした場合に限定し、事業所内で扱う場合は対象外としていただきたい。 また、匿名加工情報の定義として、「社外への提供を行う場合(前提とした場合)」の条件を</p>	<p>匿名加工情報は、自社利用など自ら匿名加工情報を取り扱う場合も認められ、改正後の法において第三者提供を目的としたものに限定されているものではないことから、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。また、安全管理措置の一環として氏名等の一部の個人情報を削除(又は他の記述等に置き換え)した上で</p>

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>つけていただきたい。 (「事業の用に供する」範囲だけでは、社内のみで利用する場合も含まれるため) テストデータや帳票作成など、社内(及び委託先)での利用形態として匿名化を行う場合は、個人データの加工として、匿名加工情報の作成にはあたらないものとしていただきたい。 (理由) 匿名加工情報の定義が広く、社内のみで個人情報の利用範囲内で使う場合なども対象と見えてしまうので、対象(または対象外)となる条件を特定していただきたい 【東京電力ホールディングス株式会社 ビジネスソリューション・カンパニー】</p>	<p>引き続き個人情報として取り扱う場合等については、匿名加工情報の作成には該当しません。</p>
1008	3-2 匿名加工情報の適正な加工	<p>・匿名加工情報編3-1*2において匿名加工情報の「作成」について「匿名加工情報として取り扱うために、当該匿名加工情報を作成するときのことを指す」とするが、平成27年5月28日参議院内閣委員会政府参考人向井治紀答弁「実際に、先生御指摘のとおり、どこでまさに匿名加工情報になるのかというのが明確化されるというのは、まさに公表されたときだというふうに考えております。」によれば、仮に匿名加工情報として取り扱う内心の意図があったとしても、それは単なる内心の意図に過ぎず、公表しなければそれが明確化されない以上、政府参考人答弁の回答のとおり、作成とは「公表」されたときだと解すべきではないか、回答されたい。(もしこのように解さない、匿名加工情報として取り扱う「ため」かどうかという内心の意図という極めて不明確な基準に基づき匿名加工情報の「作成」の有無が判断されてしまうことになり、妥当ではないと思われる。) 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>改正後の法第36条第3項においては「匿名加工情報を作成したとき」に公表しなければならないとされていることから、作成時の公表をしたときに匿名加工情報を作成したときになるものではありません。したがって、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。</p>
1009	3-2 匿名加工情報の適正な加工	<p>(該当箇所) 匿名加工情報編8ページ～ 3-2 匿名加工情報の適正な加工(法第36条第1項関係) (御意見および理由) 匿名加工情報の作成方法についてより具体的な参考資料があることを示すか、その内容を取り込んだ形でより具体化した方が良いのではないかと。 例： 事業者が匿名加工情報の具体的な作成方法を検討するにあたっての参考資料(「匿名加工情報作成マニュアル」)を取りまとめました！ (METI/経済産業省) http://www.meti.go.jp/press/2016/08/20160808002/20160808002.html 【弁護士21名共同提出】</p>	<p>御指摘も踏まえ、本ガイドライン(匿名加工情報編)案のほか、実際に匿名加工情報を活用したいと考えている事業者が円滑に制度を利用できるように、また、認定個人情報保護団体の自主ルールを作成する際に参考とできるように、具体的な匿名加工情報への加工の考え方等について解説した事務局レポートの作成を進めてまいります。</p>
1010	3-2 匿名加工情報の適正な加工	<p>(対象資料) 匿名加工情報編 3-2 匿名加工情報の適正な加工 (意見)</p>	<p>御理解のとおり、安全管理措置の一環として一部の個人情報を削除(又は他の記述等に置き換え)した上で引き続き個人情報として取り扱う場合は、匿名加工情報の</p>

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>個人データの第三者提供については、確認記録義務編2-1-2(1)にあるとおり、委託することに伴うものであれば、個人データの第三者提供に該当せず、記録義務がないと理解している。</p> <p>一方、実務上は、委託する際には提供する必要のない情報はできるだけ削除するものと思われるが、不要な個人情報を削除した結果、当該情報が匿名化されることもある。</p> <p>この場合、一見すると匿名加工情報の提供になり、匿名加工情報の作成・提供に係る公表等が必要となるようにも思えるが、そうすると、委託の場合に個人データの第三者提供にならないとした趣旨に反し、また、不要な個人情報であっても削除しない方が事務負担が少ないということにもなりかねない。</p> <p>したがって、このような場合は、あくまでも委託することに伴う提供の一環として行われるものであるから、匿名加工情報として扱われないという理解でよいか。</p> <p>【日本証券業協会】</p>	<p>作成には該当しません。したがって、御指摘の場合については、個人情報の取り扱いの委託として改正後の法第23条第5項第1号に該当するものと考えられます。</p>
1011	3-2 匿名加工情報の適正な加工	<p>(該当箇所) 3-2 匿名加工情報の適正な加工 (法第36条第1項関係) (意見) 非個人情報化となる加工方法と匿名加工情報の加工方法の違いについて考え方など何らかの基準を示す必要があると考えます。(理由) 「第三者提供時の確認・記録義務編の2-2-2-1 法第26条の「個人データ」の該当性(2)」の個人情報とならない加工の例示は3-2-1等に示された加工方法と同じであり、匿名加工情報と非個人情報との区別に混乱が生じるのではないのでしょうか。第三者提供時の確認・記録義務編の2-2-2-1の(2)は同意の得られた又はオプトアウトによる提供先においてであるのに対して、匿名加工情報は提供元において同意なく取扱いを可能にするものであるので矛盾ではありませんが、本人からの提供を受けた個人情報取扱事業者においても個人情報に該当しない加工(処理・取扱い)方法はあるのではないのでしょうか。当該3-2に列記された方法の結果が匿名加工情報又は(匿名化が不十分であれば)個人情報であるなら、非個人情報化する方法はデータ全体でのK匿名化(全ての記述においてユニークとなるレコードがない)しかないのではないのでしょうか。列記されている加工方法は現状において非個人情報化の方法として用いられている方法と重なる部分が多いと考えます。【日本製薬工業協会】</p>	<p>本ガイドライン(匿名加工情報編)案は匿名加工情報に関するガイドラインであり、匿名加工情報の作成方法については本ガイドライン(匿名加工情報編)案3-2において解説しているところ、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。なお、現行法第2条第1項に定める個人情報に該当せず規制の対象外となる情報については、従来通り、改正後の法第2条第1項第1号に該当しません。</p>
1012	3-2 匿名加工情報の適正な加工	<p>II. 匿名加工情報編</p> <p>個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(匿名加工情報編)においては、匿名加工情報を作成し、取り扱う事業者の義務に関し、規則第19条の基準に準拠する加工方法(特定の個人を識別することができないよう加工することや、復元できないようにすることなど)について記載しています。</p> <p>この点、3-2-1から3-2-5に記載された想定される事例は限定的なものではないこと、及び事業者が、結果を重視したリスクベースの考え方に基づき、効果的に個人の識別及び再識別を防止する適切な方法を採用すべきであることを明示し、本ガイドラインをより良いもの</p>	<p>匿名加工情報への加工の考え方等については、本ガイドライン(匿名加工情報編)案のほか今後作成を予定している匿名加工情報に関する事務局レポートにおいて解説を検討してまいります。また、施行規則第19条各号に定める基準は事業者全てに共通する必要最低限の規律を定めたものであり、具体的な加工方法等については認定個人情報保護団体等が定める自主ルールにおいて適切に規定されることが期待されます。</p>

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>にすべきと考えます。</p> <p>なぜなら、匿名加工情報の複雑性と再識別の困難性は、関連するリスクによって定まるべきものであり、また、その情報の性質（要配慮性、匿名加工情報の利用者及びその利用目的など）の違いによって、匿名加工情報の使用におけるリスクが大きく異なるからです。例えば、学術機関によって研究のために用いられる場合とデータ・セットとして公表され又は広く共有される場合とでは、リスクは大きく異なります。</p> <p>また、適正な加工方法は、技術革新の影響を受けるとともに、業界の自主的な取組みが、効果的なデータ保護に向けて大きく貢献する可能性があります。従って、BSAは、現行及び将来の各産業分野で提案されるベストプラクティスが採用されるべきである旨も、本ガイドラインに記載することを要望します。</p> <p>【BSA ザ・ソフトウェア・アライアンス】</p>	
1013	3-2 匿名加工情報の適正な加工	<p>(該当箇所) 匿名加工情報編 P9 (※2) (意見)</p> <p>個人情報取扱事業者が適切に取得した個人情報を利用目的の範囲内で匿名加工を行い利用するケース（以下、「当該ケース」という。）は、P9 (※2) に規定されている「匿名加工情報として取り扱うために、当該匿名加工情報を作成するとき」には該当しないため、匿名加工情報の各種義務の対象外となると理解しますが、この点を明らかにして頂きたいと考えます。ガイドライン案においてより明確に読めるよう、例えば以下の追記を検討頂くことを要望します。</p> <p>< (※2) の修正文案 ></p> <p>(※2) (略)、安全管理措置の一環として氏名等の一部の個人情報を削除（又は他の記述等に置き換え）した上で引き続き個人情報として取り扱う場合、利用目的で定められた範囲内（例えば、新サービス開発のためのデータ分析やマーケティング利用のため）において匿名加工し利用する場合、あるいは統計情報を（中略）、匿名加工情報を「作成するとき」には該当しない。</p> <p>(理由)</p> <p>現時点においても、自社サービスの分析等において一般的に行われているものであり、当該ケースまで義務の対象となる場合、却って個人情報取扱事業者に負担を強いることとなり、利活用を阻む懸念があります。「個人情報の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）」及び「個人情報の保護に関する法律施行規則（案）」（以下、「政令・委員会規則案」という。）に関する意見募集結果において、当該ケースは、匿名加工情報の各種義務の対象外であるとの考え方を個人情報保護委員会殿より示して頂いておりますが、ガイドライン案においてもこの点について、分かりやすく例示を加える等、明確にして頂きたいと考え</p>	<p>御指摘の点については、引き続き個人情報として取り扱う場合や統計情報を作成するために加工する場合等に含まれるものと考えられますので、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。</p>

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
1014	3-2 匿名加工情報の適正な加工	<p>ます。 【ソフトバンク株式会社】</p> <p>(該当箇所) 匿名加工情報編 10 ページ・1 行目、12 ページ・7 行目、13 ページ・8 行目、14 ページ・5 行目 【想定される加工の事例】</p> <p>(意見) 匿名加工情報の利活用を円滑に行うために、なるべく多くの加工事例を掲載して頂くことを要望します。なお、現時点で必ずしも詳らかでない場合、今後想定される新たなサービスについての実証を含む検証作業等を行い、結果をベストプラクティスとして共有するといった取り組みも必要になると考えます。 【KDDI 株式会社】</p>	御指摘も踏まえ、今後作成を予定している匿名加工情報に関する事務局レポートにおいて加工事例の紹介等を検討してまいります。
1015	3-2 匿名加工情報の適正な加工	<p>意見 24 【匿名加工情報編 3-2 p.9 ※2、3-4 p.19 ※1】匿名加工情報として取り扱うため でなければ、匿名加工情報に係る安全管理措置・公表・明示・識別禁止義務についても対象 とならないことを明記すべき法 36 条 1 項のガイドラインに、「※2」として、「作成する とき」は、匿名加工情報として取り扱うために、当該匿名加工情報を作成するときのことを 指す。したがって、例えば、安全管理措置の一環として氏名等の一部の個人情報を削除（又 は他の記述等に置き換え）した上で引き続き個人情報として取り扱う場合、あるいは統計情 報を作成するために個人情報を加工する場合等については、匿名加工情報を「作成するとき」 には該当しない。」との説明がある。これは、法 2 条 9 項の匿名加工情報の定義に形式的に 該当する情報を作成した場合であっても、匿名加工情報の制度を利用する意思がない場合に は、「匿名加工情報として取り扱うために」作成したことに当たらず、よって法 36 条 1 項の 「匿名加工情報を作成するとき」に当たらないとの解釈が示されたものとして理解できる。 同様に、法 36 条 3 項のガイドラインにおいても、「※1」として、「ここで「匿名加工情報 を作成したとき」とは」として、同じ説明があり、これも、匿名加工情報の制度を利用する意 思がない場合には、「匿名加工情報として取り扱うために」作成したことに当たらず、よっ て法 36 条 3 項の「匿名加工情報を作成したとき」に当たらないとの解釈が示されたもの として理解できる。しかし、この解釈は、法 36 条 2 項の安全管理措置義務、法 36 条 4 項の 提供時の公表・明示義務、法 36 条 5 項の識別行為の禁止、法 36 条 6 項の公表努力義務に ついては同様に解されるはずのところ、ガイドラインには示されていない。この解釈は、匿 名加工情報の制度が無用な過剰規制とならないために大変重要なものであり、これらの各義 務についても同様に適用されるものと理解しているが、その理解でよいか確認したい。その 通りであるならば、これらについてもガイドラインで明記すべきである。また、法 37 条</p>	御理解のとおり、匿名加工情報として取り扱うために、当該匿名加工情報を作成するのではなく、例えば、安全管理措置の一環として氏名等の個人情報の一部を削除して引き続き個人情報として取り扱う場合などは、匿名加工情報の作成には当たらず、加工後の情報は匿名加工情報に該当しないことから、改正後の法第 36 条は適用されません。本ガイドライン（匿名加工情報編）案においては、「匿名加工情報を作成するとき」の解説として、匿名加工情報の作成に該当しないことを記載しており、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>乃至 39 条の義務が適用される匿名加工情報取扱事業者の該当性 (法 2 条 10 項) についても同様の解釈が必要であり、形式的に 2 条 9 項の匿名加工情報に該当する情報のデータベースを取扱う場合であっても、匿名加工情報の制度を利用する意思がない場合には、「匿名加工情報データベース等を事業の用に供している」ことに当たらないとの解釈が示されるべきである。この点についてガイドラインは触れていないので、このことについても明記すべきである。【一般財団法人 情報法制研究所 個人情報保護法タスクフォース】</p>	
1016	3-2 匿名加工情報の適正な加工	<p>・匿名加工情報の作成について、「作成するとき」の定義として、「安全管理措置の一環として氏名等の一部の個人情報を削除 (又は他の記述等に置き換え) した上で引き続き個人情報として匿名加工情報を「作成するとき」には該当しない。」とあるが、上記情報を委託先に委託した場合、委託元の該当する情報を照合できない場合 (容易照合性がない場合) であっても委託先は個人情報として扱わなくてはならないのか。委託した場合の委託先の対応要件について明確にしていきたい。</p> <p>・例えば委託元が保持している個人情報 (例えば購買履歴等) の氏名、住所等を削除、ID の置き換え等を行った購買履歴情報を委託先に委託したとしても、委託先はその購買履歴情報を個人情報として扱わなくてはならず、それが保有個人データの場合は事項の公表、開示・訂正請求の対応を講じなければならないのか。また、漏洩した場合にも個人情報としての罰則等を受けることになるのか。</p> <p>【個人】</p>	<p>氏名等の一部を削除した情報の取扱いを委託する場合であっても、委託元において個人データなのであれば、「個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合」に該当し、法第 22 条の規定による委託元の監督の下、当該情報の安全管理措置を講ずる必要があります。</p> <p>なお、委託契約において、委託先に対し、委託に伴って提供された情報の開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限が与えられていない場合、一般的に当該委託先にとって当該情報は「保有個人データ」には該当しないものと解されます。また、個人情報保護法には、個人情報が漏えいしたことのみをもって罰則を科す規定はありません。</p>
1017	3-2 匿名加工情報の適正な加工	<p>(該当箇所) 匿名加工情報編 8 ページ以降 (意見) 匿名加工情報の作成の方法に関し、次の点を明確にすべき。</p> <p>(1) 個人情報に含まれる識別子を仮名化して仮 ID を用いる場合に、個人情報を加工する者が、仮名化前の識別子と仮 ID の対応表を有していても、仮名化後の情報が、匿名加工情報になり得ること。</p> <p>(2) 個人情報を加工した後の情報に、k-匿名性が、k=1 の値を有する場合であっても、匿名加工情報になり得ること。</p> <p>(理由) 匿名加工情報が生じた経緯や、経済産業省が公表した「匿名加工情報作成マニュアル」によると、上記意見に記載した事項はあきらかだと思われるが、規則 (案) の記載からは、そのことが明確に読み取れない。</p> <p>【匿名】</p>	<p>御指摘の仮名化前の識別子と仮 ID の対応表を個人情報取扱事業者が保有していたとしても、施行規則第 19 条各号に定める基準に従った加工を行うことにより匿名加工情報を作成することは可能です。なお、当該対応表については加工方法等情報に該当するものと考えられますので、改正後の法第 36 条第 2 項に従って安全管理措置を講ずる必要があります。また、k-匿名性が、k=1 の値を有する場合であっても、施行規則第 19 条各号に定める基準に従った加工を行うことにより匿名加工情報を作成することは可能です。</p>
1018	3-2-1 特定の個人	●該当箇所	当該記載については想定される加工の事例を例示し

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
	を識別することができる記述等の削除	<p>匿名加工情報編の10ページ・2行目</p> <p>●意見内容 当該事例は、1)から3)まで全て講じる必要があるということではなく、いずれかの措置を講じれば良いという認識でよいか。</p> <p>●理由 氏名を削除すれば、特定の個人を識別することができないため、事例の2)、3)は必ずしも講じる必要がないと思われるため。また、実務を行う上で基準を明確にするため。</p> <p>【一般社団法人日本クレジット協会】</p>	たものであり、必ず全ての措置を行わなければならないというものではありません。ただし、氏名を削除した場合であっても住所や生年月日などその他の情報の組み合わせにより特定の個人を識別できる場合もあり得るため、その場合は特定の個人を識別することができないように当該記述等を削除(他の記述等への置き換えを含む)する必要があります。
1019	3-2-1 特定の個人を識別することができる記述等の削除	<p>・匿名加工情報編3-2-1「氏名のようにその情報単体で特定の個人を識別することができる」は「氏名のようにその情報単体で特定の個人を識別できることが多い」に改めるべきではないか。(例えば同姓同名の者も多いことから、氏名であっても、「特定の個人を識別」まではいかないこともあるので、氏名をもって100%特定の個人を識別できると読めるガイドラインの記載はミスリーディングではないかと考え、修正を提案している。)</p> <p>【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	氏名については、社会通念上、特定の個人を識別することができるものと考えられますので、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。
1020	3-2-1 特定の個人を識別することができる記述等の削除	<p>・匿名加工情報編3-2-1「想定される加工の事例」の事例1でも、例えば、ある市に在住する同年月生まれの人が一人しかいない等から、結果的に本人が特定される可能性があると思われるが、そのような場合でも匿名加工情報として適切に加工されたと言えるのか、回答されたい。</p> <p>【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	本ガイドライン(匿名加工情報編)案3-2-1において示している想定される加工の事例については、あくまで加工の一例を示したものであり、氏名、住所、生年月日が含まれる場合に必ず同様の措置を行う必要があるというものではありません。なお、御指摘の個別の事例についてはお答えしかねますが、一般的に、施行規則第19条第1号に関しては特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除(他の記述等への置き換えを含む)することにより特定の個人を識別できないよう加工するものであり、生年月の情報から特定の個人を識別できる状態にあるのであれば同規則第19条第1号を満たしていないものと考えられます。
1021	3-2-1 特定の個人を識別することができる記述等の削除	<p>3. 匿名加工情報 P10 特定の個人を識別することができる記述の削除 「(仮IDにおけるハッシュ化の際の乱数)提供事業者ごとに組み合わせる記述等を変更し」という記述について。(意見) 当該記述を削除するか、「作成する匿名加工情報ごとに組み合わせる記述等を変更し」と変更されることを要望いたします。(理由) 提供先事業者ごとに仮IDを変更しても、その他の匿名加工情報に含まれる情報は同一であり、仮IDの同一性は簡単に確認できますので、ほとんど意味はありません。また、不特定多数に対してWEB上で公開するような場合には、提供の都度、変更するという対応は事業者の負荷が大きくなってしまいます。一方、同じ個人情報から複数の匿名加工情報が作られる場合には、匿名加工情報に含</p>	当該記述については、仮IDを付す際に元の個人情報を復元することができる規則性を有しない方法で行われるために考慮すべき事項として記載したものであり、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>まれる情報が異なることから、同一仮IDで照合して集積できるため、仮IDを変更する必要があります。ガイドラインでは「望ましい」とされていますが、実効性のない例示は避けさせていただきたく、削除もしくは実効性のある例示に変更していただきたく要望いたします。</p> <p>【一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム】</p>	
1022	3-2-1	<p>特定の個人を識別することができる記述等の削除</p> <p>(該当箇所) 匿名加工情報編の9ページ・3-2-1 特定の個人を識別することができる記述等の削除(意見)</p> <p>この規則では、住所、生年月日等様々な個人に関する記述等が合わさることによって特定の個人を識別できるものもあるとして、そのような場合には特定の個人を識別できる記述等から全部又はその一部を削除する等の加工をすべきとしています。この「様々な個人に関する記述等」には、例えば身長、体重あるいは職業、趣味といったいろいろな個人に関する記述も含まれると考えて良いでしょうか。</p> <p>その場合、例えば、体重が75kgの人が一人しかいないような場合には、住所を番地レベルを削除して市レベルに置き換えるように、体重を70kg台というように一人しかいない状態を避けるようにしなければならないのでしょうか。</p> <p>さらには、こうした個人に関する記述等の組み合わせから構成される個人情報の場合、情報単体で特定の個人を識別できる情報を削除してもその他の記述の組み合わせが個人情報データベースでただ一人を示しているような場合には、それが特定の個人を識別できる可能性があるとして、更に何らかの加工を施すことが求められるのでしょうか。あるいは、それがただ一人を示している、「通常の方法」ではそれが特定の個人を識別することが難しい場合には、匿名加工情報として扱っても良いのでしょうか。</p> <p>【一般財団法人日本情報経済社会推進協会】</p>	<p>御理解のとおり、氏名、住所、生年月日、性別のほか御指摘の記述に関しても「様々な個人に関する記述等」に含まれると解されます。また、加工対象となる個人情報に含まれる記述により加工対象となるデータセットに一人しか該当しない記述が含まれている場合であっても特定の個人の識別や元の個人情報の復元につながるものではない場合もあり得ますが、そのような場合について措置を求めるものではありません。</p>
1023	3-2-1	<p>特定の個人を識別することができる記述等の削除</p> <p>(該当箇所) 10ページ 特定の個人を識別することができる記述等の削除について(意見・理由)</p> <p>【想定される加工の事例】の事例1)について、「1乃至3全ての」との理解で正しいでしょうか。その場合には、そのような記載とするのが適切であると考えます。</p> <p>【在日米商工会議所】</p>	<p>当該記載については想定される加工の事例を例示したものであり、必ず全ての措置を行わなければならないというものではありません。ただし、例えば、氏名を削除した場合であっても住所や生年月日などその他の情報の組み合わせにより特定の個人を識別できる場合もあり得るため、その場合は特定の個人を識別することができないように当該記述等を削除(他の記述等への置き換えを含む)する必要があります。</p>
1024	3-2-1	<p>特定の個人を識別することができる記述等の</p> <p>(該当箇所) 10ページ 特定の個人を識別することができる記述等の削除について(意見・理由)</p> <p>【想定される加工の事例】の事例2)について、「1及び2」との理解で正しいでしょうか。</p>	<p>当該記載については想定される加工の事例を例示したものであり、必ず全ての措置を行わなければならないというものではありません。ただし、例えば、氏名を削除した場合であっても会員IDや住所、電話番号などそ</p>

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
	削除	<p>その場合、そのような記載とするのが適切であると考えます。</p> <p>【在日米国商工会議所】</p>	<p>他の情報の組み合わせにより特定の個人を識別できる場合もあり得るため、その場合は特定の個人を識別することができないように当該記述等を削除(他の記述等への置き換えを含む)する必要があります。</p>
1025	3-2-1 特定の個人を識別することができる記述等の削除	<p>意見 25 【匿名加工情報編 3-2-1 p.10 ※】仮 ID の提供は無用であり、削除して提供することを推奨すべき</p> <p>p.10 の「※」には、「仮 ID を付す場合には、元の記述を復元することのできる規則性を有しない方法でなければならない。」として、鍵付きハッシュ関数を用いる方法を示し、鍵について「提供事業者ごとに組み合わせる記述等を変更し、定期的に変更するなどの措置を講ずることが望ましい」とあるが、鍵を提供先ごとにバラバラとし、鍵を提供するごとに変更するならば、もはや、仮 ID としての役割を一切果たさなくなる。</p> <p>言い換えれば、仮 ID とは、提供を受けた者が、提供を受けたデータセットを、別の者から又は別のタイミングで提供を受けた別のデータセットと突合する目的でのみ、存在意義のあるものであり、そうした突合が、法 38 条で禁止されている匿名加工情報においては、全く意味をなさないものである。</p> <p>したがって、匿名加工情報を作成した事業者が、匿名加工情報を提供するとき、仮 ID を残して提供することは、無用な情報を付けたまま提供する行為であるのだから、ガイドラインは、仮 ID の作成方法について解説するのではなく、仮 ID は削除して提供することを推奨すべきである。</p> <p>もし、仮 ID を残して提供することに提供先での突合以外の目的が想定されるのであれば、仮 ID とは何の目的で作成されるものなのか、その前提を示した上で、仮 ID に言及すべきである。そうしなければ、提供先での突合が許されているとの誤解を招くものとなることが懸念される。</p> <p>【一般財団法人 情報法制研究所 個人情報保護法タスクフォース】</p>	<p>仮 ID については、改正後の法第 2 条第 9 項各号及び施行規則第 19 条において規定される復元することのできる規則性を有しない方法による置き換えに含まれるものであることから、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。</p>
1026	3-2-1 特定の個人を識別することができる記述等の削除	<p>規則第 19 条 (第 1 号) の住所の加工例について、〇〇県△△市に置き換えるとあがっていますが、住所項目においては、より詳細な分析等の活用を行う事が考えられるため、〇〇県△△市□□町××(××は大字)に置き換えても匿名加工がなされていると判断をしてもよいのでしょうか。【個人】</p>	<p>匿名加工情報を作成するに当たっては、特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除(置き換え含む)する必要があります(施行規則第 19 条第 1 号)。一般的に住所については他の記述等との組み合わせにより特定の個人を識別できるものと考えられますが、どの程度加工を行う必要があるかどうかは加工対象となる情報にどのような記述等が含まれているかどうかによって変わるものと考えられます。</p>
1027	3-2-2 個人識別符号の削除	<p>・匿名加工情報編 3 - 2 - 2 につき、例えば個人識別符号が 1 2 桁の数字でできている場合、そのうちの上 1 1 桁を削り、*****1 のように、下 1 桁だけとすれば、</p>	<p>御指摘の個別の事例についてはお答えしかねますが、一般的に、意図的に個人識別符号に該当する符号の一部</p>

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>個人識別符号を復元することのできることは現実的にできなくなると思われるが、このような方法が、規則 19 条 2 号記載の方法として適法か、回答されたい。(個人識別符号の「一部」の削除であることから「個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること」には形式的に該当しないものの、実質的には匿名化の目的を達成することができることから、個人情報保護委員会の解釈について、回答を求めている。)</p> <p>【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>の桁だけを削除せず残した場合であって、個人識別符号の全部を削除又は他の記述等に置き換えたものとはいえない場合には、施行規則第 19 条第 2 号の基準を満たすものではないと考えられます。</p>
1028	3-2-2 個人識別符号の削除	<p>・匿名加工情報編 3-2-2 (参考) について、結局、「ケースバイケースではなくおよそいかなる場合においても特定の個人を識別することができる種類の符号であって、その利用実態等に鑑みて個人情報該当性を明確にする必要性の高いもの」を指定する(パブコメ 11 番等)という観点から、「役務の利用、商品の購入」について付される符号が対象外となった以上、「対象者ごとに異なるものとなるように役務の利用、商品の購入又は書類に付される符号」という記載は民間の符号も含まれるような印象を与えて不適切であり、「対象者ごとに異なるものとなるように公的書類に付される符号」等と記載することが適切ではないか。(法 2 条 2 項 2 号の規定が「役務の利用、商品の購入」を含んでいることは知っているが、個人情報保護委員会があえて民間の番号を落とした以上、法にあるからといって「役務の利用、商品の購入」を表示しつづけるのは誤解を招くのではないか、という観点から質問させて頂いている。)</p> <p>【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>当該記載については改正後の法第 2 条第 2 項第 2 号の概要を記載したものであり、次の行において該当する符号を記載していることから、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。</p>
1029	3-2-2 個人識別符号の削除	<p>(該当箇所) 匿名加工情報編 3-2-2 個人識別符号の削除 p10-11 (ご意見) ゲノムデータからの個人識別符号の削除について、想定される加工の事例の一つとして概説して欲しい。 (理由) ゲノムデータについて、どのような加工を行えば、個人識別符号を削除できるのか、そもそも、個人識別符号となる具体的なゲノムデータの例示がなく容易には思いつかないため。(例えば、「互いに独立な 40 箇所以上の SNP から構成されるシーケンスデータ」とあるが SNP は多くあり、どの組み合わせが個人識別符号となり、どの SNP を削除すれば個人識別符号とならないかが判断できない。)</p> <p>【日本製薬工業協会 研究開発委員会】</p>	<p>本ガイドライン(匿名加工情報編)案における個人識別符号の削除に関しては、対象が改正後の法第 2 条第 2 項により具体的に定められていることから事例の記載はしていないものであり、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。なお、SNP の組み合わせについて限定しているものではなく、「互いに独立な 40 箇所以上の SNP」が含まれていれば、個人識別符号に該当すると考えられます。</p>
1030	3-2-2 個人識別符号の削除	<p>(該当箇所) 匿名加工情報編 11 ページ・7 行目 (1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号</p>	<p>改正後の法第 2 条第 2 項第 1 号に該当する個人識別符号については、本ガイドライン(通則編)案 2-2 において具体的に解説しているところ、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。</p>

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>(意見) 「特定の個人を識別するに足りるもの」において識別性を判断する具体的な基準について、他の項と同様に、可能な限り事例を含めて明確化頂くことを要望します。 【KDDI 株式会社】</p>	
1031	3-2-3 情報を相互に連結する符号の削除	<p>(該当箇所) 匿名加工情報編の 11 ページ・3 - 2 - 3 情報を相互に連結する符号の削除 第 1 及び第 2 パラグラフ (意見) 本ガイドラインにおいては「当該個人情報に措置を講じて得られる情報」とのフレーズが用いられていますが、そのうち、「措置を講じ」とは「匿名加工する」ことを指していると考えてよいでしょうか。 あるいは、匿名加工と異なるとすれば、具体的に何が異なるのでしょうか。 仮に、この措置が匿名加工とすれば、本ガイドラインにおいては、匿名加工情報を作成しようとする時点において、特定の個人が識別できる情報と、匿名加工情報にしようとしている情報とを相互に連結している符号を削除しなければならない、と規定していると考えて良いでしょうか。 【一般財団法人日本情報経済社会推進協会】</p>	<p>施行規則第 19 条第 3 号において対象となるのは、匿名加工情報を作成する時点において取り扱われている情報を相互に連結する符号となりますので、これから作成する匿名加工情報を含むものではなく、御指摘の「措置を講じ」は匿名加工情報を作成することを指すものではありません。あくまで、匿名加工情報を作成する時点において存在する情報が対象となるものです。</p>
1032	3-2-3 情報を相互に連結する符号の削除	<p>(該当箇所) 匿名加工情報編の 11 ページ・3 - 2 - 3 情報を相互に連結する符号の削除 (意見) 個人情報の一部または全部を複製した上で、それらに必要に応じ匿名加工を施し、個人情報と相互に連結している符号を削除すれば匿名加工情報が作成できると考えられます。その際、作成した匿名加工情報から個人情報を復元するようなことをしなければ、その元となった個人情報を別途そのまま保有し、その本来の利用目的の範囲で取り扱うことができると考えて良いでしょうか。あるいは、いったん匿名加工情報を作成した場合には、その元となった個人情報を保有していると、たとえ相互に連結している符号を削除したとしても突合すれば匿名加工情報を個人情報に復元できてしまう可能性があるため、その元となった個人情報を削除する必要があるのでしょうか。【一般財団法人日本情報経済社会推進協会】</p>	<p>匿名加工情報の元となる個人情報を削除することを求めるものではありません。なお、元の個人情報と突合して復元する行為は改正後の法第 36 条第 5 項に違反する行為であると考えられます。</p>
1033	3-2-3 情報を相互に連結する符号の削除	<p>(該当箇所) 匿名加工情報編の 12 ページ・3 - 2 - 3 情報を相互に連結する符号の削除 想定される加工の事例 (意見) 本ガイドラインにおける【想定される加工の事例】として、分散管理する場合及び委託先に提供する場合を上げていますが、いずれも、特定の個人を識別できないような措置を講じているのは、安全管理の観点からあくまで一時的なものであって、いずれ個人情報に復元することを前提としたものであると考えられるので、匿名加工情報の例としては適当ではないの</p>	<p>当該事例における管理用 ID は施行規則第 19 条第 3 号の対象となる者の例示として示したものであり、匿名加工情報の例として示したものではありません。御指摘のとおり、個人情報に復元することを前提としたものであると考えられることから削除(他の符号に置き換えることを含む)することが求められます。</p>

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>ではないでしょうか。 (理由) 事例 1)、事例 2)とも、分散管理及び委託することの本来の趣旨を勘案すれば、個人情報保護法に規定される復元することができない匿名加工情報を作成するものとは、その扱いが異なるのではないのでしょうか。 【一般財団法人日本情報経済社会推進協会】</p>	
1034	3-2-3 情報を相互に連結する符号の削除	<p>(該当箇所) 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン (通則編)」 6 頁 「2-1 個人情報 (法第 2 条第 1 項関係)」 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン (匿名加工情報編)」 11 頁 「3-2-3 情報を相互に連結する符号の削除」 (意見及び理由) 規則第 19 条第 3 号では、匿名加工情報を作成するときは「個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる情報を連結する符号を削除すること」とされています。ガイドラインはこの「連結する符号」の例として ID を挙げ、ID は特定の個人の識別又は元の個人情報の復元につながり得ることから、加工対象となる個人情報から削除又は他の符号への置き換えを行わなければならないとしています (匿名加工情報編 11 ページ)。 また、ガイドライン通則編 6 ページには、法第 2 条の「容易に照合することができ」ない場合として、他の事業者への照会を要する場合等であって照合が困難な状態であると解されるとあります。 この点について、ID が付された (個人情報に措置を講じて得られる) 情報が提供された場合で、当該情報の受領者が当該 ID に対応する個人情報を保有しておらず提供者への照会が困難な状態であるときがあるかと思いますが、当該情報は受領者において個人情報として取り扱われないということになると理解して間違いはないのでしょうか。 あるいは、提供者にとっては ID であるが、それが受領者にとっては意味のない文字または数字の羅列に過ぎないとき、当該 ID は「連結する符号」に該当しないと解釈され、当該情報は、受領者においては匿名加工情報であると解されるという解釈になるのでしょうか。 規則第 19 条第 3 号と法第 2 条の「容易に照合することができ」の要件との整合性はどのように整理すればよいか、明示していただけると分かりやすいかと思えます。 なお、医療機関において医薬品の治験を行う場合、被験者に関する個人情報と当該被験者の治験データが被験者コードによって連結されて管理されています。一方、治験依頼者である製薬会社は被験者コードのみが付された治験データを医療機関から受領して医薬品の承認申請等に活用しますが、本質問は、この被験者コード付きの治験データについて製薬会社がどのように取り扱うべきかに関わって参ります。被験者コードは医療機関において管理して</p>	<p>容易照合性については、事業者の実態に即して個別の事例ごとに判断することとなります。一般的に受領者において特定の個人を識別することができない場合には個人情報には該当しないと考えられます。なお、匿名加工情報として取り扱うために個人情報を加工したものではないため、匿名加工情報には該当しないと考えられますが、提供元において当該 ID 等により個人情報と容易に照合できる場合には個人情報と位置付けられます。</p>

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>いるものであって、製薬会社は被験者コードから個人を特定することはできませんが、治験データ自体は当該被験者にとっての要配慮個人情報に該当すると認識しています。更に、上記は医薬品使用成績調査における、患者の調査データについても同様です。</p> <p>【欧州製薬団体連合会】</p>	
1035	3-2-3 情報を相互に連結する符号の削除	<p>意見 26 【匿名加工情報編 3-2-3 p.12】仮 ID は「現に個人情報取扱事業者において取り扱う情報を相互に連結する符号」であるから、p.12 の事例 2) は規則 19 条 3 号に適合しない規則 19 条 3 号のガイドラインについて、「想定される加工の例」として、「事例 2) 委託先へ個人情報の一部を提供する際に利用するために、管理用 ID を付すことにより元の個人情報と提供用に作成した情報を連結している場合、当該管理用 ID を仮 ID (※2) に置き換える。」が示されているが、この仮 ID は何の目的で用いられることを想定しているのか。仮 ID を作成する目的が、加工の元となった個人情報のデータセットと、作成した匿名加工情報のデータセットとを対応づけて管理するものであるならば、そのような仮 ID は、上記引用部で言うところの「管理用 ID」と同等のものである(「元の個人情報と提供用に作成した情報を連結」する点で共通である)。したがって、「管理用 ID」の削除が求められるのなら、そのような仮 ID も同様に削除が求められることとなる。すなわち、そのような仮 ID は、「現に個人情報取扱事業者において取り扱う情報を相互に連結する符号」に該当するのであり、規則 19 条 3 号によれば、削除するか他の連結できない符号に置き換えることが求められるのであるから、「事例 2)」は規則 19 条 3 号に適合しない。そうでないとすれば、仮 ID とは何なのか問題となる。すなわち、「加工の元となった個人情報のデータセットと、作成した匿名加工情報のデータセットとを対応づけて管理するもの」でない仮 ID とは如何なるものか。「事例 2)」で仮 ID への置き換えを示すのであれば、何の目的の仮 ID であるのかその前提を示した上で例示すべきである。なお、「※1」で、「現に個人情報取扱事業者において取り扱う情報」とは、……これから作成する匿名加工情報は含まれない。」とあるが、少なくとも作成が完了した時点においては、上記のような管理用の仮 ID は「現に個人情報取扱事業者において取り扱う情報を相互に連結する」ものとなる点に留意されたい。【一般財団法人 情報法制研究所 個人情報保護法タスクフォース】</p>	<p>個人情報から匿名加工情報を作成する際に、「現に個人情報取扱事業者において取り扱う情報を相互に連結する符号」を対象とした加工を定めており、本ガイドライン(匿名加工情報編)案 3-2-3 (※1)にあるように、これから作成する匿名加工情報を相互に連結する符号を含むものではありません。なお、匿名加工情報を作成した個人情報取扱事業者には、改正後の法第 36 条第 2 項及び第 6 項に基づく加工方法等情報や匿名加工情報に関する安全管理措置、及び、同条第 5 項に基づく識別禁止について規定されています。</p>
1036	3-2-3 情報を相互に連結する符号の削除	<p>【コメント 1 : 要望】</p> <p>医療分野での政策として、患者の同意を得て匿名化された情報の利活用を行うことが想定されているように受け止めております。</p> <p>3-2-3 情報を相互に連結する符号の削除がなされることの問題点として、一旦匿名化された患者の診療情報に対して後日撮影した検査情報を追加する場合等において、連結が不可能になるのではないかと危惧しております。</p> <p>同一の医療機関で診療情報のとりまとめが可能なケースは連結可能と思いますが、外部の検</p>	<p>本意見募集は個人情報保護法についてのガイドライン案の内容に関するものですので、御指摘の医療分野での情報の利活用の法制化についてはお答えしかねますが、今後の執務の参考とさせていただきます。</p>

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>査機関や別の医療機関等で診療を受けた場合、あるいは匿名加工情報取扱事業者同士で情報の授受を行うなどの場合において、それぞれのデータを連結することが不可能とならないよう、法制化に際して留意頂きたいと願っております。</p> <p>【匿名】</p>	
1037	3-2-4 特異な記述等の削除	<p>・匿名加工情報編3-2-4の「規則第19条第4号の対象には、一般的なあらゆる場面において特異であると社会通念上認められる記述等が該当する。他方、加工対象となる個人情報に含まれる記述等と当該個人情報を含む個人情報データベース等を構成する他の個人情報に含まれる記述等とで著しい差異がある場合など個人情報データベース等の性質によるものは同第5号において必要な措置が求められることとなる。」というものは、例えば、「80歳」という年齢は、一般には特異ではないが、当該加工対象のデータセットの中に、60歳以上のデータが当該80歳の人しかおらず、80歳という年齢だけから当該個人を特定可能であるという場合には、規則19条4号の意味では、80歳は「特異」ではないものの、規則19条5号の意味で当該80歳のデータを例えば「50歳以上」や「40歳以上」という形に変換するといった措置が求められるということにより、確認されたい。</p> <p>【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	御理解のとおり、当該「80歳」という記述が特定の個人を識別又は元の個人情報の復元につながる恐れがある場合は施行規則第19条第5号における措置が求められます。
1038	3-2-4 特異な記述等の削除	<p>(対象部分) 個人情報保護法ガイドライン 匿名加工情報編 規則19条第4号 (意見の趣旨)</p> <p>対象部分においては、加工集計情報の提供について、「症例数の極めて少ない病歴を削除する」「年齢が「116歳」という情報を「90歳以上」に置き換える」という例示が記載されています。これについて、症例数の極めて少ない病歴という定義が、たとえば1万人以下となりますと、6000人規模の患者数となる血友病などに関する情報はどのような情報であっても匿名加工できず、難病の疫学研究を実施して、社会において病に苦しむ患者さんのために薬剤開発を行うということが不可能になります。この患者規模の病気は非常に数多く存在します。少なくとも1000人未満規模での症例数を極めて少ないとしていただかない限り、ある程度限られた専門病院で加療を受ける個別の患者に全例同意を取得するという事は困難となり、医学研究はおよそ不可能になります。</p> <p>また、「116歳を90歳以上とする」という年齢の段階分けですが、100歳以上の人口が6万人を超えている日本の現状においては、あまりに過敏で不正確な対応となります。さらに、より深刻なのは、乳幼児、小児です。乳幼児や小児の発達は早く、乳児では週齢や月齢単位、幼児期以後も1年単位で刻々と成長に伴い状況は変化します。今後の日本社会を担う健やかな子どもの健康、病気への対策のためには、適切に情報公開をしたうえで、年齢に関してはきめ細やかな調査は不可欠であり、健康や医療の向上のみならず、学術における国際整合性の観点からも、日本は学術の恩恵をないがしろにして市民に不誠実な国家となってしまいま</p>	改正後の法第76条第1項第3号において大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者が学術研究の用に供する目的で取り扱う場合は法第4章の適用が除外されることから、本ガイドライン(匿名加工情報編)案の対象としておりません。なお、施行規則第19条第4号及び第5号において想定される加工の事例の解説についてはあくまで例示としてお示ししているものであり、実際に匿名加工情報を作成するに当たっては、加工対象となるデータセットの性質等に応じた加工を行うこととなります。

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>す。小児期に関しては、週齢、月齢、年齢の段階分けは数年単位にまとめない方針であることを切に要望します。</p> <p>同じく「170cm を 150cm 以上とする」という例もありますが、これも世界に例を見ない、非現実的な過剰反応と考えます。BMI (肥満度) の計算などには身長値が必須であり、195センチ以上など個人の特定性低減が困難な場合を除いては、現実的な対応が望まれます。</p> <p>以上</p> <p>【一般社団法人健康・医療・教育情報評価推進機構、一般社団法人日本臨床疫学会、ほか個人 15 名】</p>	
1039	3-2-4 特異な記述等の削除	<p>意見 6. 匿名加工編 (3-2-4 特異な記述) 事例 1</p> <p>「症例数が極めて少ない」の記述は曖昧で、もうすこし具体的な考え方を示していただきたい。</p> <p>【一般社団法人日本医療情報学会】</p>	<p>当該事例は、一般的にみて、珍しい事実に関する記述等又は他の個人と著しい差異が認められる記述等に関する例としてお示ししたものであり、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。なお、匿名加工情報への加工の考え方等については今後作成する事務局レポートにおいて解説することを検討してまいります。</p>
1040	3-2-4 特異な記述等の削除	<p>意見 27 【匿名加工情報編 3-2-4 p.12】特異な記述等とは、少数の人のみが持ち得る希少な例の情報に限らず、万人が持ち得る希少な例の情報も該当するという理解でよいか規則 19 条 4 号のガイドラインで、削除すべき「特異な記述等」とは、「一般的にみて、珍しい事実に関する記述等又は他の個人と著しい差異が認められる記述等」と説明されているが、これは、他の個人の多くが珍しくない事実を持つ情報について少数の個人が珍しい事実を持つ場合に限って該当するものか、それとも、全ての個人が珍しい事実を持つ情報についてもその珍しい事実に関する記述等は削除すべき「特異な記述等」に該当することとなるのか、確認したい。すなわち、前者は、例えば病歴における 1 つの病気の種類を対象情報とした場合がこれに当たり、多くの人々が風邪をひいた経験があるのに対して、症例数の極めて少ない疾患に罹患した人の情報は「特異な記述等」に当たるものとしてガイドラインにも p.13 の「事例 1)」として例示されている。これに対し、後者は、例えば鉄道の乗降履歴の列がこれに該当するもので、具体的に言えば、1 か月間の乗降駅の列「東京→品川、品川→大宮、大宮→横浜、横浜→川崎、川崎→名古屋、名古屋→福岡、福岡→大阪、大阪→新潟、新潟→東京」は、この順に乗降した人は世界に 1 人しかいない可能性が高く、ほとんどの鉄道利用者が同様にこのようなそれぞれの希少な履歴を持っている。この場合も「特異な記述等」として 4 号の削除対象に該当するののか。【一般財団法人 情報法制研究所 個人情報保護法タスクフォース】</p>	<p>施行規則第 19 条第 4 号における特異な記述等には一般的にみて、珍しい事実に関する記述等又は他の個人と著しい差異が認められる記述等が該当します。御指摘の個別の事例についてはお答えしかねますが、一般的には、社会通念上特異であると認められない場合には同条第 4 号の対象には直ちにはなりません。ただし、そのような情報の組み合わせにより特定の個人の識別や元の個人情報の復元につながる場合は同条第 5 号の措置を講ずることが求められると考えられます。</p>
1041	3-2-4 特異な記述等の削除	<p>19 条 4 章の事例 1) きわめて希少な症例の病歴の削除は、法の除外対象である「大学その他の研究機関における学術目的」であれば除外されるとしてよいか？そもそも希少な疾患の病歴自体を、学術目的以外で利用することは考えにくいですが、本記載を見ると一律に「削除」が</p>	<p>改正後の法第 76 条に該当する場合は改正後の法第 4 章の規定は適用されず、本ガイドライン (匿名加工情報編) 案の対象外となります。また、当該記載は施行規則</p>

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>必要とされる印象を受けるかいかか。</p> <p>【個人】</p>	<p>第 19 条第 4 号に該当する場合の事例として示しているものであり、匿名加工情報を作成する際には削除(置き換えを含む。)等の措置が必要となります。</p>
1042	3-2-4 特異な記述等の削除	<p>6) 匿名加工編 P13 (3-2-4 特異な記述) 事例 1</p> <p>意見 「症例数が極めて少ない」について、明確に症例数などの基準を示して頂きたい。</p> <p>理由 明確な基準が無ければ、診療現場において大きな混乱が生じる恐れがあるため。</p> <p>【個人】</p>	<p>施行規則第 19 条第 4 号における特異な記述等とは、一般的にみて、珍しい事実に関する記述等又は他の個人と著しい差異が認められる記述等が該当するものであり、実際にどのような記述等が特異であるかどうかは、情報の性質等を勘案して、個別の事例ごとに客観的に判断する必要があります。したがって、一律に症例数などにより明確に定められるものではないと考えられることから、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。なお、匿名加工情報への加工の考え方等については、今後作成を予定している事務局レポートにおいて解説することを検討してまいります。</p>
1043	3-2-5 個人情報データベース等の性質を踏まえたその他の措置	<p>(該当箇所)</p> <p>匿名加工情報編の 13 ページ・3 - 2 - 5 個人情報データベース等の性質を踏まえたその他の措置 第 2 パラグラフ (意見)</p> <p>「加工対象となる個人情報に含まれる記述等と当該個人情報を含む個人情報データベース等を構成する他の個人情報に含まれる記述等とで著しい差異がある場合」は、確かに特定の個人が識別される可能性が高いですが、著しい差異がなくても、その記述が個人情報データベースの中で唯一のものであれば特定の個人が識別される可能性が高いのではないのでしょうか。</p> <p>あるいは、唯一であっても著しい差異がなければ、「通常の方法」では特定の個人を識別することは難しいと考えるのでしょうか。</p> <p>また、このような個人に関する記述に関する取扱いについては規則第 19 条の第 1 号で取り扱うものなのでしょうか。</p> <p>(理由)</p> <p>事例として、身長が 170cm という他と比べて差異が大きい情報がある場合、特定の個人が識別される可能性があるため、身長 150cm 以上に置き換える例が挙げられています。同様にして、155cm が一人しかいなければ特定の個人が識別される可能性があるため、150cm 台のような記述に置き換える必要が出てくるようにも考えられますし、平凡な値なので特定の個人の識別には至らないというようにケースバイケースのようにも思われます。</p> <p>【一般財団法人日本情報経済社会推進協会】</p>	<p>対象となる個人情報データベース等の中で唯一であるものが施行規則第 19 条第 5 号の措置の対象になるかどうかは、当該個人情報データベース等の性質を勘案して個別に判断する必要があると考えられますが、一般論として、対象となる個人情報データベース等の中で唯一の記述等であるからといって、その全てが特定の個人の識別や元の個人情報の復元につながるものであるとはいえないと考えられます。また、当該唯一の記述等が特定の個人を識別することができる記述等に該当する場合は施行規則第 19 条第 1 号の措置を講じる必要があります。</p>

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
1044	3-2-5 個人情報データベース等の性質を踏まえたその他の措置	<p>(該当箇所) 匿名加工情報編の14ページ・3-2-5 個人情報データベース等の性質を踏まえたその他の措置 【想定される加工の事例】事例1)及び事例2) (意見) 「その他の当該個人情報データベース等の性質を勘案」するものの例として、購買履歴や位置情報のようにその情報が蓄積されることにより特定の個人が識別される可能性がある情報を挙げていると考えて良いでしょうか。 事例1及び事例2は、その位置情報及び購買情報について取り上げていますが、これらの例は、位置情報や購買情報が蓄積されることによって特定の個人が識別される可能性が高い例として取り上げているのでしょうか、あるいは、特定の位置や商品という記述の差異に起因して特定の個人が識別される可能性がある例として取り上げているのでしょうか。 【一般財団法人日本情報経済社会推進協会】</p>	<p>御指摘の事例1についてはデータセット内で著しい差異がある場合と反復して行われる行動に関する情報が蓄積される場合のどちらにも該当し得るものとして記載しております。また、御指摘の事例2についてはデータセット内で著しい差異がある場合を想定して記載しております。</p>
1045	3-2-5 個人情報データベース等の性質を踏まえたその他の措置	<p>4. 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン案(匿名加工情報編)」に対する意見 ガイドライン案匿名加工情報編3-2-5には、購買履歴、位置に関する情報などを含む個人情報データベース等において反復して行われる行動に関する情報が蓄積されることを想定した記述があります。 しかし、例えば、購買履歴が蓄積されたこと等により特定の個人の識別又は元の個人情報の復元につながるおそれがある場合を想定するのは非現実的であると考えます。購買履歴では本人の特定につながるような情報が蓄積されることは稀であるからです。 ガイドライン案の上記記述は、購買履歴や位置情報が収集・蓄積される場合には、「個人情報」に該当しない場合でもおそれがあるということをもって、適切な加工をすることが求められることとなります。事業者に対する萎縮効果があるだけでなく、「個人情報」の定義を事実上広げるものであり、法的根拠に欠けると考えられます。 よって、13ページ下から2行目以降の文及び14ページの【想定される加工の事例】については削除すべきと考えます。 【アジアインターネット日本連盟】</p>	<p>当該記述については、購買履歴や位置情報のうち、情報の蓄積等により特定の個人の識別や元の個人情報の復元につながるような情報がある場合には適切な加工が必要になる旨を示したものであり、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。</p>
1046	3-2-5 個人情報データベース等の性質を踏まえたその他の措置	<p>(該当箇所)13ページ 個人情報データベース等の性質を踏まえたその他の措置について(意見・理由)13ページ下から2行目以降の文(特に、購買履歴、位置に関する情報などを含む～)及び14ページの【想定される加工の事例】については、例えば、購買履歴が蓄積されたこと等により特定の個人の識別又は元の個人情報の復元につながるおそれがある場合を想定するのは非現実的であるため、全て削除するのが適切であると考えます。【在日米商工会議所】</p>	<p>当該記述については、購買履歴や位置情報のうち、情報の蓄積等により特定の個人の識別や元の個人情報の復元につながるような情報がある場合には適切な加工が必要になる旨を示したものであり、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。</p>
1047	3-2-5 個人情報データベース等の性質を踏まえたその他の措置	<p>2. 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン案(匿名加工情報編)について</p>	<p>当該記述については、購買履歴や位置情報のうち、情</p>

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
	データベース等の性質を踏まえたその他の措置		<p>ガイドライン案匿名加工情報編3-2-5には、購買履歴、位置に関する情報などを含む個人情報データベース等において反復して行われる行動に関する情報が蓄積されることを想定した記述があります。</p> <p>しかし、例えば、購買履歴が蓄積されたこと等により特定の個人の識別又は元の個人情報の復元につながるおそれがある場合を想定するのは非現実的であると考えます。例えば、コンビニに設置されている端末で商品を注文し、その受取や支払いもコンビニで行っている場合には、特徴的な商品を購入していたとしても、個人を特定することは不可能です。</p> <p>ガイドライン案の上記記述は、購買履歴や位置情報が収集・蓄積される場合には、「個人情報」に該当しない場合でもおそれがあるということをもって、適切な加工をすることが求められることとなり、「個人情報」の定義を事実上広げるものであり、法的根拠に欠けると思われます。</p> <p>よって、13ページ下から2行目以降の文及び14ページの【想定される加工の事例】については削除すべきと考えます。</p> <p>【事業者(匿名)】</p>	<p>報の蓄積等により特定の個人の識別や元の個人情報の復元につながるような情報がある場合には適切な加工が必要になる旨を示したものであり、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。</p>
1048	3-2-5	個人情報データベース等の性質を踏まえたその他の措置	<p>(該当箇所) 匿名加工情報編 15 ページ (別表1)匿名加工情報の加工に係る手法例 一般化 (御意見) 一般化の例として、「購買履歴のデータで『きゅうり』を『野菜』に置き換えること。」とありますが、一般化の具体的な判断基準を明らかにして記載いただきたい。 (理由) 購買履歴については具体的な商品情報でないと統計情報として必要十分ではなく、分析精度が著しく低下することが想定される。 【一般社団法人 情報サービス産業協会】</p>	<p>当該別表1については匿名加工情報の作成に用いられ得る手法を例示したものであり、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。</p>
1049	3-2-5	個人情報データベース等の性質を踏まえたその他の措置	<p>(該当箇所) 匿名加工情報編 15 ページ・1 行目 (別表1) 匿名加工情報の加工にかかる手法例 (※) (意見) 例示されていない手法を用いて適切に加工することを妨げるものではないとガイドライン案には示されていますが、安全性の観点から、加工手法については、特定の加工手法に偏ることがないように配慮が必要と考えます。 【KDDI 株式会社】</p>	<p>本ガイドライン(匿名加工情報編)案における当該記述は特定の加工方法を推奨することを意図するものではありません。御意見は、執務の参考とさせていただきます。</p>
1050	3-2-5	個人情報データベース	<p>意見28 【匿名加工情報編 3-2-5 p.13】規則19条の1号乃至4号の措置は同条5号の措置に優先して先に行う必要があるというものではないのではないか</p>	<p>匿名加工情報を作成するときに、施行規則第19条第1号から第4号までの措置に先んじて同条第5号に定</p>

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
	等の性質を踏まえたその他の措置	規則19条5号のガイドラインで、「匿名加工情報を作成する際には、規則第19条第1号から第4号までの措置をまず講ずることで、特定の個人を識別できず、かつ当該個人情報に復元できないものとする必要がある。」とされているが、「第1号から第4号までの措置をまず講ずることで」とあるのは、1号から4号の措置は、5号を実施する前に優先して行わなければならないとの意味か。実際には、5号さえ実施すれば、結果的に1号から3号を実施したことになる(場合によっては4号まで実施したことになる)こともあり得るのであるから、そのような優先付けを「必要がある」とすべきではない。そのような趣旨の記述ではないことを確認したい。 【一般財団法人 情報法制研究所 個人情報保護法タスクフォース】	める措置を講じることを妨げるものではありませんが、同条第5号は、同条第1号から第4号までに規定する措置のほかに、必要に応じて講じる措置であり、同条第1号から第4号までの措置を前提とした規定であることから、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。
1051	3-2-5 個人情報データベース等の性質を踏まえたその他の措置	意見29【匿名加工情報編 3-2-5 p.15 別表1】別表1の「個人情報相互に含まれる記述」は誤記ではないか 別表1の「データ交換(スワップ)」の解説で、「個人情報データベース等を構成する個人情報相互に含まれる記述等を(確率的に)入れ替える」とあるが、ここで「相互」の部分の意味が国語的に不可解である。「個人情報データベース等を構成する2つの個人情報についてそれに含まれる記述等を相互に入れ替える」などとしてはどうか。 【一般財団法人 情報法制研究所 個人情報保護法タスクフォース】	御指摘の「個人情報相互に含まれる記述等」は、入れ替える対象となる個人情報の両方に含まれる記述等を指すものであり、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。
1052	3-3-1 加工方法等情報の安全管理措置	(該当箇所)3-3-1 加工方法等情報の安全管理措置(意見)漏えいの防止の対象として匿名加工情報を構成する集団に関する情報を秘匿化することを例示しては如何でしょうか。(理由)データの個人特定は、そのデータに含まれる集団の情報の有無に大きく影響される。例えば、ある20社の従業員からなる10万人のデータがあった場合、その20社が明示(特定)される場合、データ内で一意となるデータは20社において一意のデータと突合されます。20社が不明な場合、突合できても同一人とは特定できません。つまり、匿名加工の”匿名性”はデータを構成する集団の特定性とセットで評価されるべきものであると考えます。 【日本製薬工業協会】	御指摘の情報が加工方法等情報に該当するかどうかは個別に判断する必要がありますが、一般的には御指摘の情報をういて元の個人情報を復元することができるものとは言えないと考えられますので、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。
1053	3-4 匿名加工情報の作成時の公表	●該当箇所 匿名加工情報編の19ページ・13行目 ●意見内容 匿名加工情報の作成時の公表時に、公表項目に利用目的は不要であることを確認したい。 ●理由 実務運用にあたり事前確認のため。 【一般社団法人日本クレジット協会】	改正後の法第36条第3項においては、匿名加工情報を作成したときは、個人に関する情報の項目を公表しなければならないとされておりますが、利用目的の公表は求められていません。
1054	3-4 匿名加工情報の作成時の公表	●該当箇所 匿名加工情報編の19ページ・21行目 ●意見内容	施行規則第21条第2号において、委託により匿名加工情報を作成した場合は委託元において公表するものとするとのことから、委託元が公表しない場合

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>「他の個人情報取扱事業者との委託契約により個人データの提供を受けて匿名加工情報を作成する場合など委託により匿名加工情報を作成する場合は、委託元において当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を公表するものとする。」とあることや、政令・規則の意見結果から、委託元に公表しなければならない義務が課せられていること、委託先による公表も妨げられないことは理解しているが、万が一委託元が公表しなかった場合であっても、その責は委託元にあるのであって、委託先には公表する義務は課せられないという理解でよいか。</p> <p>●理由 ガイドラインの意味の明確化のため。 【一般社団法人日本クレジット協会】</p>	<p>は改正後の法第36条第3項における個人情報保護委員会規則で定めるところにより公表したのとは言えず、委託元が改正後の法第36条第3項に違反しているものと考えられます。</p>
1055	3-4 匿名加工情報の作成時の公表	<p>●該当箇所 匿名加工情報編の19ページ・29行目</p> <p>●意見内容 (※1)において、「『匿名加工情報を作成したとき』とは・・・安全管理措置の一環として一部の情報を削除しあるいは分割して保存・管理する等の加工をする場合又は個人情報から統計情報を作成するために個人情報を加工する場合等を含むものではない」と書かれているが、当該記載は匿名加工情報の定義の説明に記載すべきである。</p> <p>●理由 上記注釈が3-4に記載されているため、「安全管理措置の一環として一部の情報を削除する場合や統計情報を作成する場合」は単に匿名加工情報作成時の公表義務がないだけであり、匿名加工情報ではないということが明確にならないように思えるため。 【一般社団法人日本クレジット協会】</p>	<p>当該記述については改正後の法第36条第3項における「匿名加工情報を作成したとき」という条文の解釈を示すものとなりますので、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。</p>
1056	3-4 匿名加工情報の作成時の公表	<p>・匿名加工情報編3-4*1によれば、加工の十分性が問われ、加工が不十分であると公表してはならないということだが、加工が不十分であるにもかかわらず、法36条3項に基づき公表することは違法(法36条3項違反)として、監督(法40条以下)の対象となるか、回答されたい。(もし、そのように解釈されるのであれば、作成時の遅滞なき公表が義務付けられている反面、加工が十分であることを何らかの方法で担保しなければ違法とされてしまうので、個人情報取扱事業者として困難な状況に陥るのではないかと考え、質問している。)</p> <p>【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>当該記述については「匿名加工情報を作成したとき」の解釈を示したものであり、個人情報の加工をする途上にあるものについては匿名加工情報の作成作業が完了したものとは言えず、「匿名加工情報を作成したとき」には該当しないことを明確化したものです。したがって、個人情報を加工する作業が完了した場合に加工が不十分であるときは施行規則第19条各号に従って加工したものとは言えず、改正後の法第36条第1項に違反するものと考えられます。</p>
1057	3-4 匿名加工情報の作成時の公表	<p>(該当箇所) 匿名加工情報編19ページ～ 3-4 匿名加工情報の作成時の公表(法第36条第3項関係)</p>	<p>本ガイドラインにおける当該記述については、改正後の法第36条第3項の規定の解釈を示したものであり、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。</p>

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>(御意見および理由) 原則として、匿名加工情報を作成する度に公表が必要となることは、法36条3項及び規則21条から読み取ることができる。しかし、解説部分で反復・継続的な作成の場合に、継続的に作成される旨を明らかにしておくことで、その後に匿名加工情報を作成しても先の公表により行われたものと解されるという例外的取扱いの根拠が今ひとつ不明確である。実務上の不都合回避というという必要はわかるのだが、規則から読み取することは困難ではないか。それゆえもう少し説明が必要ではないか。 【弁護士21名共同提出】</p>	<p>なお、施行規則第21条においては匿名加工情報を作成した後、遅滞なく、公表することとされておりますが、同様の匿名加工情報を反復・継続的に作成する場合には当該匿名加工情報を作成する前にあらかじめ公表することも許容され得ると解されることから、「先の公表により行われたものと解される」としております。</p>
1058	3-4 匿名加工情報の作成時の公表	<p><意見2> ■該当箇所 19ページ～21ページ ■意見 匿名加工情報の作成時の公表、および第三者へ提供時の公表は、両者を包括的に公表できることを明確にしていきたい。 ■理由 事業者の判断により、公表時の対応に差異が生じるため。 【一般社団法人 電子情報技術産業協会】</p>	<p>匿名加工情報を作成したときは、作成後に遅滞なく、公表する必要があります。また、匿名加工情報を第三者提供するときは、あらかじめ、公表する必要があります。それぞれ許容される期間は業種やビジネスの業態などによっても異なるところ、両者を同時に公表できるかどうかは個別の事例ごとに判断することとなると考えられます。</p>
1059	3-4 匿名加工情報の作成時の公表	<p>(該当箇所) 3-4 匿名加工情報の作成時の公表 (法第36条第3項関係) (意見) 個人情報取扱事業者が自ら用いるために一時的に作成し、6カ月以内に削除(破棄)する匿名加工情報については、作成時の公表対象の除外とするべきではないでしょうか。(理由) 法第2条第7項及び政令第5条では6月以内に削除するデータは保有個人データに当たらないとされており、法27条の対象とされていません。対して、匿名加工情報についてこのような猶予を与えないことに意味を見いだせません。法令並びにガイドラインに示されていませんが、作成した匿名加工情報を破棄した場合、公表についても削除するのではないのでしょうか。【日本製薬工業協会】</p>	<p>匿名加工情報に関しては、改正後の法第2条第7項における「1年以内の政令で定める期間以内に消去することとなるもの以外」という保有個人データの規定と同様の規定はありません。したがって、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。</p>
1060	3-4 匿名加工情報の作成時の公表	<p>(該当箇所) 匿名加工情報編 3-4 匿名加工情報の作成時の公表 (意見) 規則21条2項について、委託元が公表しなかった場合の委託先の公表義務の有無を明確にしていきたい。 (理由) パブコメ No.893～895などにおいては、委託元に公表義務があることを回答されていますが、匿名加工情報の作成を受託する事業者としては、万一委託元が公表しなかった場合の法令抵触リスクについて正確に把握しておく必要があるため。</p>	<p>施行規則第21条第2項において匿名加工情報の作成時の公表については委託元において公表するものとしておりますので、委託元において公表義務を履行することが求められます。</p>

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		【日本貸金業協会】	
1061	3-4 匿名加工情報の作成時の公表	(該当箇所) 匿名加工情報編 3-4 匿名加工情報の作成時の公表 (意見) 最下部の(※1)において、「安全管理措置の一環として一部の情報を削除する場合や統計情報を作成する場合を含むものではない」と書かれている。ただ、この注釈が3-4に記載されているため、「安全管理措置の一環として一部の情報を削除する場合や統計情報を作成する場合」は単に匿名加工情報作成時の公表義務がないだけであり、匿名加工情報ではないということが明確にならないように思える。※1の記述を2-1 匿名加工情報に移す等して定義を明確化していただきたい。 (理由) ガイドラインの意味の明確化のため。 【日本貸金業協会】	匿名加工情報の作成について解説している本ガイドライン(匿名加工情報編)案3-2の※2においても同様の説明を記載していることから、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。
1062	3-4 匿名加工情報の作成時の公表	(該当箇所) 匿名加工情報編 3-4 匿名加工情報の作成時の公表 (意見) 匿名加工情報の作成時の公表時に、公表項目に利用目的は不要であるという理解でよいか。 (理由) 実際の運用をするにあたって事前に確認しておきたいため。 【日本貸金業協会】	御理解のとおり、改正後の法第36条第3項における作成時の公表に関しては、利用目的の公表を求めるものではありません。
1063	3-4 匿名加工情報の作成時の公表	(該当箇所) 匿名加工情報編 3-4 匿名加工情報の作成時の公表 (意見) 『個人に関する情報の項目が同じである匿名加工情報を同じ手法により反復・継続的に作成』する場合、最初の匿名加工情報作成時に作成期間又は継続的な作成を予定している旨を公表したときは、公表期間は、当該匿名加工情報の継続的な作成の完了までとの理解でよいか。 【日本貸金業協会】	作成時の公表に関しては、匿名加工情報を一般に十分に知らせるに足る期間を確保するものである必要があることから、一般的に匿名加工情報の継続的な作成が完了した後も一般に十分に知らせるに足る期間を確保する必要があると考えられます。
1064	3-4 匿名加工情報の作成時の公表	(該当箇所) 匿名加工情報編 3-4 匿名加工情報の作成時の公表 (意見) 匿名加工情報を作成した事が一般に十分に知らせるに足る期間を確保すれば、その後、匿名加工情報を利用し続けたり、第三者提供が見込まれる場合でも、当該公表を継続する必要はないとの理解でよいか。	御理解のとおりです。

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		【日本貸金業協会】	
1065	3-4 匿名加工情報の作成時の公表	意見 30 【匿名加工情報編 3-4 p.20 ※2】「匿名加工情報の利用又は第三者提供をする前に」は「匿名加工情報を自ら取扱う又は第三者に提供する前に」と改めるべき 「※2」に「少なくとも匿名加工情報の利用又は第三者提供をする前に匿名加工情報を作成したことを」とあるが、この「利用」とは何のことを指すのか。匿名加工情報の制度趣旨からすれば、第三者提供に並ぶのは、自社内での目的外利用（当初の個人情報について特定していた利用目的以外で利用することを言う）のことを指すものであろう。それ以外の利用を指すものではないことを確認したい。 そうであるならば、誤解を招かないよう、そのように記述するべきである。法の条文通りに記述するなら、36条5項の例に倣い「自ら取扱う」を用いるのが最適であるから、「匿名加工情報を自ら取扱う又は第三者に提供する前に」と修正するのが適切である。 【一般財団法人 情報法制研究所 個人情報保護法タスクフォース】	御指摘のとおり、ここでの「利用」は匿名加工情報を「自ら取扱う」場合を想定しており、匿名加工情報を作成した個人情報取扱事業者が匿名加工情報を目的外利用することが典型的な例として考えられますが、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。
1066	3-4 匿名加工情報の作成時の公表	意見 31 【匿名加工情報編 3-4 p.20 ※2】匿名加工情報を作成したことの公表義務について、「利用又は第三者提供をする前に、一般に十分に知らせるに足りる時間を確保するもの」を要求するのには理由がない規則 21 条のガイドラインにおいて、「公表は、匿名加工情報を作成した後、遅滞なく」とされている点について、「※2」で、「少なくとも、匿名加工情報の利用又は第三者提供をする前に匿名加工情報を作成したことを一般に十分に知らせるに足りる時間を確保するものでなければならない」としているが、その必要性の根拠が明らかでない。このような開始前の公表義務は、法 18 条の利用目的の通知又は公表の義務において、個人情報の利用を開始した後からの公表を認めていることとのバランスを欠くのではない。また、開始前の公表義務の例として、法 23 条 2 項のオプトアウトによる第三者提供において、ガイドライン通則編 p.48 の「※1」で「本人が当該提供の停止を求めるのに必要な期間を置かなければならない（規則 7 条 1 項 1 号）」とされている規定があるが、こちらは、本人にオプトアウトする機会を設けるという趣旨があるためであるのに対して、匿名加工情報の利用や第三者提供についてオプトアウトの機会は提供されないのであるから、これらを平行に考えることはできず、やはり、「匿名加工情報を作成したことを一般に十分に知らせるに足りる時間を確保する」ことを要求する理由がない。このようなルールを設けるのであれば、そもそもこのような公表をさせる趣旨を明らかにするべきである。例えば、人々が安心できるための透明性確保が目的なのか、事後的に違反をチェックできるようにすることが目的なのか。そうして明らかにした目的に沿って、公表のタイミングのルールを決めるべきである。 【一般財団法人 情報法制研究所 個人情報保護法タスクフォース】	改正後の法第 36 条第 3 項における作成時の公表義務については、当該公表により匿名加工情報の作成の元となる個人情報に含まれる本人等が匿名加工情報が作成されているかどうかを確認する端緒となることなどを想定していることから、当該記述については一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。
1067	3-4 匿名加工情報の作成時の公表	(該当箇所) 匿名加工情報編の 19 ページ「3-4 匿名加工情報の作成時の公表」・下から 7 行目事例の「氏名を削除した上で」	御指摘の部分については、御理解のとおり他の記述等に置き換えることを含むものではありませんが、本ガイドライン（匿名加工情報編）案 3-2 などにおいて他の記

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>(意見) 該当箇所の「削除」は、日本語における通常の意味の「削除」の場合であって、法第2条第9項における(1)にある「当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む」及び同(2)にある「当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む」を含めないとすべきである。</p> <p>(理由) 法が「削除」という日常的に使われる日本語である「削除」の意味に、日常的には異なる意味で使われている「置き換える」を含めていることについて、ガイドライン内での「削除」が日常的な意味なのか法が定義した特殊な意味なのかをわかりやすくすべきである。法のガイドラインであるということからすると、単に「削除」とした場合には、法が定義した意味を用いることになると考えるが、日常的な意味としての「削除」で使う場合には、それを明記すべきである。</p> <p>当該箇所の場合には、氏名を何らかの情報に置き換えただけで、自然な日本語の意味としての削除をしていないのであれば、公表項目に「氏名」を含めるべきである。</p> <p>ガイドライン案の文章のまま、「氏名を削除した上で」における「削除」を法第2条第9項の括弧書きの定義としての「削除」として解釈して、匿名加工情報の公表項目を省くことは認められるべきではないと考える。</p> <p>【個人】</p>	<p>述等に置き換えることを含む場合はその旨が明確になるよう解説を記載しているところです。したがって、現状の案で御理解いただけるものと考えます。</p>
1068	3-5 匿名加工情報の第三者提供	<p>●該当箇所 匿名加工情報編の21ページ・6行目</p> <p>●意見内容 匿名加工情報の第三者提供時の公表時に、公表項目に提供先名、利用目的は不要であることを確認したい。</p> <p>●理由 実務運用にあたり事前確認のため。</p> <p>【一般社団法人日本クレジット協会】</p>	<p>御理解のとおり、改正後の法第36条第4項及び第37条における第三者提供時の公表に関しては、提供先名及び利用目的の公表は求められていません。</p>
1069	3-5 匿名加工情報の第三者提供	<p>・匿名加工情報編3-5*1の「提供」については、第三者提供時の確認・記録義務編(特に2-2)の提供に関する限定解釈が適用されるか、回答されたい。</p> <p>【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>本ガイドライン(第三者提供時の確認・記録義務編)案における当該記述は、確認・記録義務の趣旨に鑑みて、実質的に確認・記録義務を課する必要性に乏しい第三者提供について同義務の対象にならないことを示すものであり、匿名加工情報の第三者提供において直ちに適用されるものではないと考えられます。</p>
1070	3-5 匿名加工情	(該当箇所)	<p>本ガイドライン(匿名加工情報編)案における当該記</p>

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
	報の第三者提供	<p>匿名加工情報編 20 ページ～ 匿名加工情報の第三者提供 (法第 36 条第 4 項、第 37 条関係) (御意見および理由)</p> <p>原則として、匿名加工情報を第三者に提供するとき、当該第三者に対して提供にかかる情報が匿名加工情報である旨明示する必要があることは法第 36 条第 4 項、37 条から読み取ることができる。しかし、解説部分で反復・継続的な提供の場合に、継続的に提供される旨を明らかにしておくことで、その後匿名加工情報を第三者に提供しても先の公表により行われたものと解されるという例外的取扱の根拠が今ひとつ不明確である。実務上においても提供の度に当該第三者に匿名加工情報である旨を明示することを求めても煩雑ではなく、匿名加工情報作成時と同様の不都合回避の必要性はないのではないか。</p> <p>以上 【弁護士 21 名共同提出】</p>	<p>述については、改正後の法第 36 条第 4 項及び第 37 条の規定の解釈を示したものであり、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。</p> <p>なお、同条においては、匿名加工情報を第三者提供するときは、あらかじめ、公表することとされており、同様の匿名加工情報を反復・継続的に作成する場合などには当該匿名加工情報を作成する前にあらかじめ公表することも許容され得ると解されることから、「先の公表により行われたものと解される」としております。</p>
1071	3-5 匿名加工情報の第三者提供	<p>(該当箇所) 3-5 匿名加工情報の第三者提供 (法第 36 条第 4 項、第 37 条関係) (意見) この第三者提供に委託、共同利用は含まれるのでしょうか。 (理由) 保有個人データについては、法第 23 条において第三者提供と区別されています、匿名加工情報については明らかではありません。 【日本製薬工業協会】</p>	<p>個人データに関しては改正後の法第 23 条第 5 項において第三者提供に該当しない場合が規定されていますが、匿名加工情報に関しては同様の規定はありません。したがって、改正後の法第 36 条第 4 項及び第 37 条における第三者提供には匿名加工情報の取扱いを委託する場合や共同で利用する場合も含まれます。</p>
1072	3-5 匿名加工情報の第三者提供	<p>(該当箇所) 3-5 匿名加工情報の第三者提供 (法第 36 条第 4 項、第 37 条関係) (意見) 複数の個人情報取扱事業者が共同利用している個人データベースから匿名加工情報を作成し、この全てを共同利用に参加する個々の事業者において用いる場合第三者提供となるのでしょうか。また、匿名加工情報を作成した事実の公表は個々の個人情報取扱事業者が行うのでしょうか。(理由) 共同利用している個人データベースにおいては、参加する個々の事業者が個人情報取扱事業者ですが、共同利用においてはその管理者等を本人通知しており、管理者の下で一元的に扱うのが自然と思われれます。【日本製薬工業協会】</p>	<p>匿名加工情報に関しては、改正後の法第 23 条第 5 項第 3 号のような共同利用に関する定めはありません。したがって、共同利用している個人データを加工して匿名加工情報を作成したときに作成した個人情報取扱事業者から個人データを共同利用していた個人情報取扱事業者に匿名加工情報を提供する場合であっても第三者提供に当たります。また、改正後の法第 36 条第 3 項に定める作成時の公表については匿名加工情報を作成した個人情報取扱事業者が行う必要があります。</p>
1073	3-5 匿名加工情報の第三者提供	<p>(該当箇所) 匿名加工情報編 3-5 匿名加工情報の第三者提供 (意見) 匿名加工情報の第三者提供時の公表時に、公表項目に提供先名、利用目的は不要であるという理解でよいか。</p>	<p>御理解のとおり、改正後の法第 36 条第 4 項及び第 37 条における第三者提供時の公表に関しては、提供先名及び利用目的の公表は求められていません。</p>

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>(理由) 実際の運用をするにあたって事前に確認しておきたいため。 【日本貸金業協会】</p>	
1074	3-5 匿名加工情報の第三者提供	<p>意見 32 【匿名加工情報編 3-5 p.21 (2) 事例 1)】「ハードコピー」は死語であるので別の言葉を用いるべき 「匿名加工情報の提供の方法」として「事例 1) ハードコピーを郵送」とあるが、数人でこのガイドラインの読み合わせ会を開催した際、「ハードコピー」が何を意味するのかを思い出すのにしばらく時間を要した。ハードコピーの語は現在では死語とも言われており、何年か前の時点で、画面キャプチャを画像として残すことを指す用例も見られるなど、その意味も定まっていない状況であるから、別の言葉を用いるべきである。 【一般財団法人 情報法制研究所 個人情報保護法タスクフォース】</p>	<p>御指摘の「ハードコピー (hardcopy)」は、一般的にはコンピュータ等でディスプレイ上に表示されたものを紙媒体に印刷出力したものを指しておりますが、第三者提供時に公表する提供の方法に関する例示であり、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。</p>
1075	3-6 識別行為の禁止	<p>●該当箇所 匿名加工情報編の 23 ページ・6 行目</p> <p>●意見内容 識別行為に当たる取扱いの事例として、「事例 1) 保有する個人情報と匿名加工情報について、共通する記述等を選別してこれらを照合すること。」とあるが、以下の例のように、第三者が作成した匿名加工情報と、自社が保有する個人情報を突き合わせし、共通する記述等を選別してこれらを照合することによって特定の個人を識別することなく、自社のデータだけではできない統計情報を作成することも、識別行為に該当するか。 例：①第三者が作成した匿名加工情報と自社個人情報を一定の規則に基づき突合し、自社個人情報データに匿名加工情報を付加した中間ファイルを作成。本中間ファイルはシステム処理上作成される一時的なファイルであり、従業員がデータ内容を参照し特定の個人を識別することはない。 ②上記①から統計情報を最終成果物として作成。本処理終了後①の中間ファイルは消去される</p> <p>●理由 自社データと他社データを掛け合わせてより多様な統計情報作成を可能にしたいため。また、経済産業省が公表している「経済産業分野を対象とする個人情報保護に係る制度整備等調査研究報告書」の 64 ページ 3 行目において「本人を識別することを目的としない場合 (属性推定を目的とする場合など)、他の情報と照合することが認められることを明記してほしい。」という委員意見や、付 1-15 の 29 行目において「法第 38 条では『本人を識別することを目的に～当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。』とされているが、受領した「匿名加工情報」について、特定の個人の識別を目的とせずデータの価値を高めるために、匿名加工情報を自社の他の情報と突合することについては問題ないことを確認したい。」と</p>	<p>御指摘の個別の事例についてはお答えしかねますが、一般的に、個人情報と匿名加工情報を何らかの共通する記述等を選別して突き合わせる行為は当該匿名加工情報から本人を識別して当該本人の個人情報と匿名加工情報を繋ぐものであると考えられることから、改正後の法第 36 条第 5 項及び第 38 条に違反するものと考えられます。</p>

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>いうオブザーバ意見が記載されていることから、どのような行為が識別行為に当たらないのかをガイドラインにて更に明確にしていきたい。</p> <p>【一般社団法人日本クレジット協会】</p>	
1076	3-6	<p>識別行為の禁止</p> <p>・匿名加工情報編3-6の「個人情報として利用目的の範囲内で取り扱う場合に照合を禁止するものではない」とはどのような意味か、どのような場面を想定した記載か、明らかにされたい。例えば、ある個人情報取扱事業者が、統計情報作成や安全管理のために匿名化を施すものの、当該情報を個人情報として利用目的の範囲内で取り扱う場合の照合のことを言っているのか、回答されたい。(ただ、そうであれば、そもそも「匿名加工情報」として用いるつもりはないことから、「匿名加工情報」ではないように思われる。)それとも、例えば、匿名加工情報に対する照合を行うことで、当該匿名加工情報を「個人情報」に戻し、その後は当該情報を「個人情報」として用いるのであれば、法36条5項及び法38条に違反するものではないということを行っているのか、回答されたい。(ただ、そのように、その後個人情報として用いるつもりなら自由に匿名加工情報を再度照合できるのだとすると、法36条5項及び法38条の趣旨に反するようにも思われる。)【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>御指摘の記述については、参考として、個人情報を取り扱う場合について匿名加工情報と対比的に記載しているものです。なお、匿名加工情報を他の情報と照合して元の個人情報に係る本人を識別する行為は改正後の法第36条第5項及び第38条に違反する行為となります。</p>
1077	3-6	<p>識別行為の禁止</p> <p>(該当箇所) 匿名加工情報編 3-6 識別行為の禁止 (意見) 識別行為に当たる取扱いの事例として、「事例1) 保有する個人情報と匿名加工情報について、共通する記述等を選別してこれらを照合すること。」とあるが、第三者が作成した匿名加工情報と、自社が保有する個人情報を突き合わせし、特定の個人を識別することなく、自社のデータだけではできない統計情報作成も、識別行為に該当するかご教示願いたい。 (理由) 自社データと他社データを掛け合わせてより多様な統計情報作成を可能にしたいため。 【日本貸金業協会】</p>	<p>御指摘の個別の事例についてはお答えしかねますが、一般的に、個人情報と匿名加工情報を何らかの共通する記述等を選別して突き合わせる行為は当該匿名加工情報から本人を識別して当該本人の個人情報と匿名加工情報を繋ぐものであると考えられることから、改正後の法第36条第5項及び第38条に違反するものと考えられます。</p>
1078	3-6	<p>識別行為の禁止</p> <p>(意見) 【識別行為に当たる取扱いの事例】事例2は、以下のとおりとすべきである。 「作成した匿名加工情報を、元となった個人情報の目的外利用に相当するような目的で自ら利用するために元となった個人情報と照合すること※1」とし、 ※1において、「元となった個人情報の目的外利用に相当するような目的で匿名加工情報を自ら取り扱う場合でなければ、作成した匿名加工情報を元となった個人情報と照合することは禁じられていない」旨を明らかにすべきである。 (理由)</p>	<p>匿名加工情報を作成した個人情報取扱事業者は、加工方法等情報として当該個人情報から削除された記述、個人識別符号若しくは加工の方法に関する情報を保有しており、改正後の法第36条第2項に基づき適切な安全管理措置を行う義務があります。 改正後の法第36条第5項は、匿名加工情報を作成した個人情報取扱事業者が匿名加工情報を取扱う際に、本人を識別するために当該匿名加工情報を他の情報と照合することを禁止するものです。御指摘の「利用した匿</p>

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>識別行為に当たる取扱いの事例2によると、「自ら作成した匿名加工情報を、当該匿名加工情報の作成の元となった個人情報と照合すること」が、識別行為に当たることとなるが、作成に用いられた個人情報と照合することを禁ずるべきではない。</p> <p>そもそも、元の個人情報を保有しているのであるから、それと作成済みの匿名加工情報とを照合することにより、何ら安全性への悪影響が生ずるものではなく、元の個人情報の目的外利用の禁止を迂回するような取扱いで無い限り、禁止する実益がないと考える。</p> <p>少なくとも、作成した匿名加工情報を自ら利用するのではなく、第三者に提供するにあたり、利用した匿名加工方法の安全性を確認するために元となった個人情報と照合する等の作業をするのは、禁止されるべき個人識別目的の照合作業でないことは明らかである。</p> <p>【ニフティ株式会社】</p>	<p>名加工方法の安全性を確認するために元となった個人情報と照合する等の作業」については、「当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために・・照合」という要件に該当するかどうかという観点から個別に判断されるべきものと考えますが、仮にこの要件に該当しない範囲において改正後の法第36条第6項に定める匿名加工情報の安全管理措置の一環等で適切に行われる場合があれば改正後の法第36条第5項に違反しないものとなると考えられます。</p>
1079	3-6	<p>識別行為の禁止</p> <p>(意見) 識別行為に当たらない取扱いの事例に以下を追加されたい。</p> <p>「事例3」作成し 第三者に提供した匿名加工情報の再識別リスクに疑義が生じたため、その作成元となった個人情報と照合して再識別リスクを再計算し安全性を確認すること」</p> <p>(理由) 匿名加工情報の作成途上であって第三者提供の前段階での個人情報の照合行為は、元の個人情報を保有しているのであるから、それと作成済みの匿名加工情報とを照合したとしても、何ら安全性への悪影響が生ずるものではない。</p> <p>同様に、第三者に提供した匿名加工情報を作成した際の匿名加工方法の安全性が低下しているとの疑義が生じた場合、最新の匿名加工方法を用いて別な匿名加工情報を作成提供すべきかの判定をするために再識別リスクを再計算することとなる。すると再計算の過程で元の個人情報と照合することが必要になるので、このような照合行為を禁止すべきではない。</p> <p>作成し 第三者に提供した匿名加工情報の再識別リスクに疑義が生じた場合であって、その作成元となった個人情報を用いて識別リスクを再計算する過程で行われる照合行為は個人情報の本人識別をする目的の行為ではないことを確認するべきで、むしろ安全性を確認するのに当然に必要な行為として位置づけられるべきである。</p> <p>【ニフティ株式会社】</p>	<p>匿名加工情報を作成した個人情報取扱事業者は、加工方法等情報として当該個人情報から削除された記述、個人識別符号若しくは加工の方法に関する情報を保有しており、改正後の法第36条第2項に基づき適切な安全管理措置を行う義務があります。</p> <p>改正後の法第36条第5項は、匿名加工情報を作成した個人情報取扱事業者が匿名加工情報を取扱う際に、本人を識別するために当該匿名加工情報を他の情報と照合することを禁止するものです。御指摘の「利用した匿名加工方法の安全性を確認するために元となった個人情報と照合する等の作業」については、「当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために・・照合」という要件に該当するかどうかという観点から個別に判断されるべきものと考えますが、仮にこの要件に該当しない範囲において改正後の第36条第6項に定める匿名加工情報の安全管理措置の一環等で適切に行われる場合があれば改正後の法第36条第5項に違反しないものとなると考えられます。</p>
1080	3-6	<p>識別行為の禁止</p> <p>意見33 【匿名加工情報編 3-6p.22(1)】「個人情報取扱事業者が自ら作成した匿名加工情報を取り扱う場合」は「個人情報取扱事業者が作成した匿名加工情報を自ら取り扱う場合」と修正すべき</p> <p>法36条5項のガイドラインにおいて、「それぞれ次の行為を行ってはならない」として、 「(1)個人情報取扱事業者が自ら作成した匿名加工情報を取り扱う場合」「自らが作成した匿名加工情報を、本人を識別するために他の情報(※2)と照合すること。」とあるが、法36</p>	<p>御指摘の「自ら取り扱う」は、匿名加工情報を作成した個人情報取扱事業者が匿名加工情報を取り扱うことを一般にさしており、目的外利用を行うことは典型的な例として考えられますが、それだけに必ずしも限定されるものではありません。</p> <p>なお、改正後の法第36条第5項は、匿名加工情報を</p>

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>条5項の条文は「自ら取り扱うに当たっては」となっている。ガイドラインは、「自ら」の係る先を法の条文と違う位置に付け替えており、この記述は法を逸脱するものであり、重大な問題がある。</p> <p>法36条5項が、「匿名加工情報を作成し自ら当該匿名加工情報を取り扱うに当たって」としているのは、匿名加工情報を作成した個人情報取扱事業者が自社内で目的外利用（当初の個人情報について特定していた利用目的以外で利用することを言う）する場面を想定したものとして解釈するべきであるところ、このような「自ら」の係先の付け替えがなされれば、その目的に関わらず、一度作成した匿名加工情報はいかなる場面でも、他の情報と照合することが禁止されることになってしまう。</p> <p>これは、実際に、匿名加工情報の制度を活用しようとする事業者にとって障害となる。具体的には、一度作成した匿名加工情報が、後に、第三者提供した先からの指摘などにより、十分に適切な加工ができていないのではないかと疑義が生じる場面が想定され、その際には、元の個人情報のデータセットとの突合を試みるなどしてその加工の適切性を再検証することになるが、それが36条5項で禁止されることになってしまう。</p> <p>そもそも、匿名加工情報を作成した事業者は、元の個人情報を保有しているものであり、作成した匿名加工情報と元の個人情報とを突合することは、当該個人情報の本人らに対して、何ら追加的なプライバシーインパクトも権利利益侵害ももたらさない。もし何らかの理由によりこれらが許されないのなら、匿名加工情報を作成することも許されないはず（なぜなら、匿名加工情報を作成する過程において、元の個人情報のデータセットと突合するのと同等の処理が行われるから）であり、それが許されているからには、このような突合も許されると解するべきである。</p> <p>つまり、個人情報取扱事業者が作成した匿名加工情報を自ら取り扱う場合（自社内で目的外利用をする場合）を除き、個人情報取扱事業者が作成した匿名加工情報を元の個人情報と照合することを禁じる理由がなく、禁ずるべきではない。</p> <p>ガイドラインの文は法の条文に即して記述するべきであり、このような修飾語の係り関係を付け替えて解釈を変えることは慎むべきである。</p> <p>【一般財団法人 情報法制研究所 個人情報保護法タスクフォース】</p>	<p>作成した個人情報取扱事業者が匿名加工情報を取扱う際に、本人を識別するために当該匿名加工情報を他の情報と照合することを禁止するものです。御指摘の「利用した匿名加工方法の安全性を確認するために元となった個人情報と照合する等の作業」については、「当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために・・照合」という要件に該当するかどうかという観点から個別に判断されるべきものと考えますが、仮にこの要件に該当しない範囲において改正後の法第36条第6項に定める匿名加工情報の安全管理措置の一環等で適切に行われる場合があれば改正後の法第36条第5項に違反しないものとなると考えられます。</p>
1081	3-6	<p>識別行為の禁止</p> <p>意見34【匿名加工情報編 3-6p.23 事例2】「事例2) 自ら作成した匿名加工情報を、当該匿名加工情報の作成の元となった個人情報と照合すること。」は、「事例2) 作成した匿名加工情報を自ら取り扱うにあたり、当該匿名加工情報の作成の元となった個人情報と照合すること。」と修正すべき法36条5項のガイドラインにおいて、「事例2) 自ら作成した匿名加工情報を、当該匿名加工情報の作成の元となった個人情報と照合すること。」が「識別行為に当たる取扱いの事例」とされているが、36条5項は無条件にこれを禁止しているのではなく、条文にある通り「自ら当該匿名加工情報を取り扱うにあたっては」との場面を限</p>	<p>御指摘の「自ら取り扱う」は、匿名加工情報を作成した個人情報取扱事業者が匿名加工情報を取り扱うことを一般にさしており、目的外利用を行うことは典型的な例として考えられますが、それだけに必ずしも限定されるものではありません。なお、本ガイドライン（匿名加工情報編）案3-6（※1）における記述は、本項（3-6 識別行為の禁止）に対する補足として、個人情報として取</p>

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>定して禁じているのだから、この「識別行為に当たる取扱いの事例」も、誤解を広げないように、条文に即してそのように記述するべきである。このことに関連し、すぐ下の「※1」に、「一方、個人情報として利用目的の範囲内で取り扱う場合を禁止するものではない」との記載があるが、これが、この「事例2)」の補足として書かれたものなのか、「※1」の印が「事例2)」に付されていないことから、定かでない。これは、「事例2)」の末尾に「※1」を書き忘れたものと理解してよいか。【一般財団法人 情報法制研究所 個人情報保護法タスクフォース】</p>	<p>り扱う場合に照合が禁止されるものではないことを確認的に説明しているものです。</p>
1082	3-6 識別行為の禁止	<p>意見 35 【匿名加工情報編 3-6 p.23 ※1】36条5項について「禁止するものではない」としている場合の範囲をより適切に説明されたい</p> <p>法36条5項のガイドラインにおいて、「※1」に、「一方、個人情報として利用目的の範囲内で取り扱う場合を禁止するものではない」との記載があるが、匿名加工情報を作成して第三者に提供を行った事業者が、後に、第三者提供した先からの指摘などにより、十分に適切な加工ができていないのではないかの疑義が生じた場合に、元の個人情報のデータセットとの突合を試みるなどしてその加工の適切性を再検証する作業が想定されるが、このような場合も、この「※1」の「個人情報として利用目的の範囲内で取り扱う場合を禁止するものではない」に含まれるものと理解してよいか。</p> <p>そうだとすると、しかしながら、このような再検証のための突合は、はたして、「個人情報として利用目的の範囲内で取り扱う場合」と言えるのか、無理があるように思われる。したがって、これが禁止されていないのであれば、この「※1」の「禁止するものではない」との範囲をより明確に記載するべきである。</p> <p>【一般財団法人 情報法制研究所 個人情報保護法タスクフォース】</p>	<p>本ガイドライン(匿名加工情報編)案3-6(※1)における記述は、本項(3-6 識別行為の禁止)に対する補足として、個人情報として取り扱う場合に照合が禁止されるものではないことを確認的に説明しているものです。なお、改正後の法第36条第5項は、匿名加工情報を作成した個人情報取扱事業者が匿名加工情報を取り扱う際に、本人を識別するために当該匿名加工情報を他の情報と照合することを禁止するものです。ご指摘の「利用した匿名加工方法の安全性を確認するために元となった個人情報と照合する等の作業」については、「当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために・・照合」という要件に該当するかどうかという観点から個別に判断されるべきものと考えますが、仮にこの要件に該当しない範囲において改正後の法第36条第6項に定める匿名加工情報の安全管理措置の一環等で適切に行われる場合があれば改正後の法第36条第5項に違反しないものとなると考えられます。</p>
1083	3-6 識別行為の禁止	<p>意見 36 【匿名加工情報編 3-6 p.23 事例1)】複数の匿名加工情報を組み合わせて統計情報を作成する場合であっても、識別行為に当たる場合も存在し得るのではないかと38条及び36条5項のガイドラインにおいて、「識別行為に当たらない取扱いの事例」として、「複数の匿名加工情報を組み合わせて統計情報を作成すること」とあるが、ひとくちに「複数の匿名加工情報を組み合わせる」といっても、少なくとも2つの場合に分けられる。1つは、匿名加工により丸められた属性情報を、他の匿名加工により丸められた属性情報と組み合わせる場合、もう一つは、匿名加工情報の一つひとつの個票(これは、それぞれが「個人に関する情報」に当たる)を、他の匿名加工情報の一つひとつの個票と組み合わせ、同一人の個票を統合することが考えられる。前者は「識別行為に当たらない取扱いの事例」と言えるが、後者の場合はこれに含まれないと理解しているが、この理解でよいか確認したい。後者の場合</p>	<p>複数の匿名加工情報を組み合わせて統計情報を作成する行為は、特定の個人を識別できないように加工された情報を組み合わせる場合を想定しているもので、その手法について限定されているものではありません。なお、複数の匿名加工情報について特定の個人を識別することができる状態にならない範囲において組み合わせることが求められていると解されます。</p>

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>は、「個人に関する情報」と「個人に関する情報」を同一人について突合するものであり、「作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために」照合する行為に該当し得るものとする。たとえば、個人情報取扱事業者が共通の仮IDを付して複数の匿名加工情報データベース等を繰り返し流通させた場合（このような仮IDを付したままの流通が許されることには反対であるが、仮に許されるとすると）、匿名加工情報取扱事業者が複数の匿名加工情報データベース等を取得し、仮IDを用いて名寄せすることが可能であり、そのような行為は本人の権利利益侵害リスクを高めることになるのであるから、照合行為として禁止されるべきものである。一方、そのような仮IDが付されることなく流通している複数の匿名加工情報データベース等を入手した場合に、個人を識別する意図のない方法で個票同士を突合せたところ、結果的に同一人と推定されるデータが見つかった場合、そのデータの特異性等を鑑み、当該データを削除するなどして、二次的な匿名加工情報（法で定義された匿名加工情報に該当するのかどうかはさておき）として流通させることは許容されるべきものではないか。【一般財団法人 情報法制研究所 個人情報保護法タスクフォース】</p>	
1084	3-6	<p>識別行為の禁止</p> <p>(該当箇所) 匿名加工情報編 P23、5行目</p> <p>別々に作成された複数の匿名加工情報を、本人を識別しない状態のまま連結させることは識別行為の禁止に該当しないことを確認したい。例えば、個人識別符号を、規則性を有せず、かつ復元することのできない方法にて仮IDに置換して匿名加工情報を作成する場合、同一の仮ID置換方法を適用することで、別々に作成された匿名加工情報であっても同一人物の仮IDは同一となり、複数の匿名加工情報を本人を識別しない状態のまま連結させることが可能となる。このような方法による匿名加工情報同士の連結は識別行為の禁止に該当しないことを確認したい。</p> <p>【匿名】</p>	<p>匿名加工情報に仮IDを付す場合は元の個人情報を復元することができる規則性を有しない方法による必要があります。また、当該仮IDが施行規則第19条第3号に定める個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる符号を連結する符号（現に個人情報取扱事業者において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。）に該当していないものであれば問題はないと考えられます。</p>
1085	—	<p>5. 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）（案）に対する意見等</p> <p>個人情報等と匿名加工情報の考え方について以下の理解をしているが、念のため以下のとおりでよいか確認したい。また、個人情報、個人データ、保有個人データ、匿名加工情報等の考え方を整理し、ガイドラインやQ&A等で詳細に示していただきたい。</p> <p>①個人情報（個人データ）について</p> <p>・「個人情報」とは、生存する「個人に関する情報」であって、「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。）」（法第2条第1項第1号）、又は「個人識別符号が含まれるもの」（同項第2号）をいい、「他の情報と容易に照合することができ」とは、「通常の業務における一般的な方法で、他の情</p>	<p>①については御理解のとおりです。②については、匿名加工情報における「特定の個人を識別することができない」という要件は、一般人及び一般的な事業者の能力、手法等を基準として当該情報を個人情報取扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者が通常の方法により特定できないような状態にすることを求めるものですが、本ガイドライン（匿名加工情報編）案における該当する記載は匿名加工情報の提供元と提供先とで区別して異なる状態を述べているものではありません。また、「当該個人情報を復元することができないようにしたもの」という要件に関しても同様の考え方となります。</p>

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>報と容易に照合することができる状態をいい、例えば、他の事業者への照会を要する場合等であって照合が困難な状態は、一般に、容易に照合することができない状態であると解される」とされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ここで、仮に、個人情報取扱事業者Aにおいて、ある個人の情報について、このような容易照合性が認められれば、当該情報について、個人情報取扱事業者A以外の第三者が「一般人の判断力又は理解力をもって生存する具体的な人物と情報の間に同一性を認めるに至ることができ」ない場合であっても、個人情報取扱事業者Aにとって、当該情報が「個人情報」となるとの理解でよいか。 ・上記の事例の場合、個人情報取扱事業者Aにとっては「個人情報」であるが、第三者にとっては個人情報ではないとの理解でよいか。 ・上記の事例の場合、個人情報取扱事業者Aにとっては、「個人情報」(または個人データ)であることから、当該情報の取扱い等に当たっては、法第4章等の規制を受けることになるとの理解でよいか。 <p>②匿名加工情報について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「匿名加工情報」とは、「個人情報を個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元して特定の個人を再識別することができないようにしたもの」とされている。 ・ここで、ガイドライン案(匿名加工情報編)における「特定の個人を識別することができないように加工」するとの趣旨は、「少なくとも、一般人及び一般的な事業者の能力、手法等を基準として当該情報を個人情報取扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者が通常の方法により特定できないような状態にすることを求めるものである」とされているとおり、匿名加工情報は、匿名加工情報を作成しようとする主体にとっては、「通常の方法により特定できないような状態」にすることが求められており、かつ、匿名加工情報を受領する主体にとっては、「一般人の判断力又は理解力をもって生存する具体的な人物と情報の間に同一性を認め」ることができない状態になっていなければならないとの理解でよいか(非復元性についても同様)。 <p>【一般社団法人全国銀行協会】</p>	
1086	—	<p>その他</p> <p>意見5. 匿名加工編 (匿名加工情報)</p> <p>匿名加工情報といわゆる匿名情報とは同じだと誤解されることが多いので、匿名加工情報は匿名情報の一類型に過ぎないが異なるものであることを明記していただきたい。</p> <p>【一般社団法人日本医療情報学会】</p>	<p>御指摘のいわゆる匿名情報がどのような情報が明らかではありませんが、匿名加工情報として取り扱うために、施行規則第19条各号に定める基準に従い個人情報を加工した場合は匿名加工情報の作成に該当するところ、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。</p>

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
1087	－ その他	<p>(意見) システムテストデータの作成において、「匿名加工情報」と同様の加工処理を行う事がある。本ガイドラインでは、「匿名加工」する場合は全て「公表」義務を要する様に読み取れるため、テストデータとして匿名加工する場合は、「匿名加工」を対象外とするか、公表の対象外とする事を希望する。</p> <p>(理由) 後術で、匿名加工情報を取り扱う場合には、「公表」が義務とされている。テストデータとして自社内でとる扱う場合は「公表」すると混乱を招く恐れがあるので、公表を不要と分かる記述を明記する事希望する。 【東京電力ホールディングス株式会社 経営企画ユニットシステム企画室】</p>	<p>匿名加工情報を作成するときとは、匿名加工情報として取り扱うために、当該匿名加工情報を作成するときのことを指し、安全管理措置の一環として氏名等の一部の個人情報を削除（又は他の記述等に置き換え）した上で引き続き個人情報として取り扱う場合は匿名加工情報の作成に該当しません。御指摘の事例に関しては匿名加工情報の作成には該当しないと考えられますので、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。</p>
1088	－ その他	<p>【匿名加工情報について】 社内で匿名加工情報を利用する場合のどのような場面が想定されているのか具体例が欲しい。 また、社内で利用する場合に個人情報保護委員会に公表する必要があるのかどうかかわからないので、公表が必要な場合とそうでない場合の具体例が欲しい。 【個人】</p>	<p>本ガイドライン（匿名加工情報編）案は個人情報取扱事業者及び匿名加工情報取扱事業者が匿名加工情報を取り扱う場合において適正な取扱いが確保されるよう法令の解釈等を解説するものであり、匿名加工情報の具体的な利活用例を紹介するものではないことから、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。また、匿名加工情報として取り扱うために、当該匿名加工情報を作成した場合においては、自社利用であっても改正後の法第36条に従った取扱いが求められます。</p>
1089	－ その他	<p>6. 官民データの一体的な利活用に向けた措置 2016年5月、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律および独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の改正法（以下「改正行政機関等個人情報保護法」という）が公布され、改正個人情報保護法と同時期の施行が想定されている。改正行政機関等個人情報保護法で新たに定義された非識別加工情報は、改正個人情報保護法に基づく匿名加工情報と同じく、個人情報保護委員会が一元的に所管するとされている。個人情報保護委員会には、行政機関等から非識別加工情報の提供を受けた民間事業者等が当該データを他の匿名加工情報と一体的に活用することができるよう、加工レベル等の基準を官民同一にすることを求める。併せて、国民・事業者等の混乱を招くことがないように、非識別加工情報と匿名加工情報を同一条件で取り扱うことができることをガイドライン等に明示し、十分に周知すべきである。同制度の運用にあたっては、行政機関等が保有するデータに関する情報を適切に開示することで民間事業者等の検討を促すことや、地方公共団体等を適切に支援することが重要である。また、施行後の運用状況等を踏まえ、制度全体の見直しを検討すべきである。【一般社団法人日本経済団体連合会】</p>	<p>御指摘については、行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律に基づく行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行規則等の策定の過程等で検討されるものですが、御指摘の内容については、今後の執務の参考とさせていただきます。</p>
1090	－ その他	<p>【コメント3：要望】</p>	<p>匿名加工情報取扱事業者については、資格認定するも</p>

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		匿名加工情報取扱事業者について資格認定要件等を定める予定があるか、もしあるとすればいつ頃公開される予定かを可及的速やかに明示頂きたいと願っております。 【匿名】	のではなく、改正後の法第 2 条第 10 項の定義に該当する場合は匿名加工情報取扱事業者となります。